

令和 8 年度 認証評価

佐野日本大学短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	25
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	35
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	35
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	49
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	52
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	55
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	75
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	81
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	81
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	83
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	85
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	87
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、佐野日本大学短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 20 日

理事長

長谷川 弘

学長

小山 裕三

ALO

佐藤 佳子

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 39 年 5 月	学園設立 鈴木達三 初代理事長 佐野日本大学高等学校創立
昭和 49 年 12 月	関塚茂七 第二代理事長就任
昭和 57 年 10 月	加藤七蔵 第三代理事長就任
昭和 60 年 6 月	小林茂三郎 第四代理事長就任
昭和 63 年 4 月	佐野日本大学中学校開校
平成 3 年 6 月	池田健次 第五代理事長就任
平成 19 年 10 月	浦田 奨 第六代理事長就任
平成 22 年 3 月	佐野日本大学中学校閉校
平成 22 年 4 月	佐野日本大学中等教育学校開校
平成 31 年 4 月	長谷川 弘 第七代理事長就任

< 短期大学の沿革 >

昭和 60 年 12 月	佐野市より短期大学設置の要請
昭和 62 年 12 月	佐野市議会において短期大学誘致を決議
昭和 63 年 1 月	佐野市との間に「短期大学設置に関する基本協定書」締結
平成元年 12 月	文部科学省より短期大学の設置認可
平成 2 年 4 月	佐野女子短期大学開学(英米語学科 入学定員 100 名、経営情報科 入学定員 100 名) 小林茂三郎 初代学長就任(理事長兼務)
平成 4 年 4 月	沼尻正隆 第二代学長就任 経営情報科 50 名の臨時定員増(入学定員 150 名)
平成 5 年 4 月	英米語学科中学校教諭第二種免許状(英語)課程設置
平成 7 年 4 月	青木清相 第三代学長就任
平成 8 年 3 月	長尾 勇 第四代学長就任
4 月	佐野国際情報短期大学に校名変更(男女共学)
平成 10 年 4 月	社会福祉学科開設(社会福祉専攻 入学定員 50 名、介護福祉専攻 入学定員 80 名)
平成 13 年 4 月	児童福祉専攻開設(入学定員 80 名)
平成 14 年 4 月	佐野短期大学に校名変更 谷島一嘉 第五代学長就任
平成 15 年 4 月	栄養福祉専攻開設(入学定員 80 名) 定員変更(英米語学科 40 名、経営情報科 70 名、社会福祉学科社会福祉専攻 30 名)

佐野日本大学短期大学

平成 16 年 4 月	定員変更(経営情報科 50 名、社会福祉学科児童福祉専攻 100 名)
平成 17 年 4 月	栄養福祉専攻、栄養教諭第二種免許状課程設置
平成 19 年 4 月	定員変更(英米語学科 30 名、社会福祉学科介護福祉専攻 60 名、同 児童福祉専攻 130 名)
平成 21 年 4 月	奥水 優 第六代学長就任
平成 22 年 4 月	総合キャリア教育学科開設・改組(入学定員 300 名、フィールド制導入)
平成 27 年 4 月	佐藤三武朗 第七代学長就任
平成 29 年 4 月	佐野日本大学短期大学に校名変更 日本語別科開設(入学定員 120 名)
令和 5 年 4 月	小山裕三 第八代学長就任
令和 7 年 3 月	日本語別科 閉科
令和 9 年 4 月	総合キャリア教育学科介護福祉士養成課程 募集停止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在

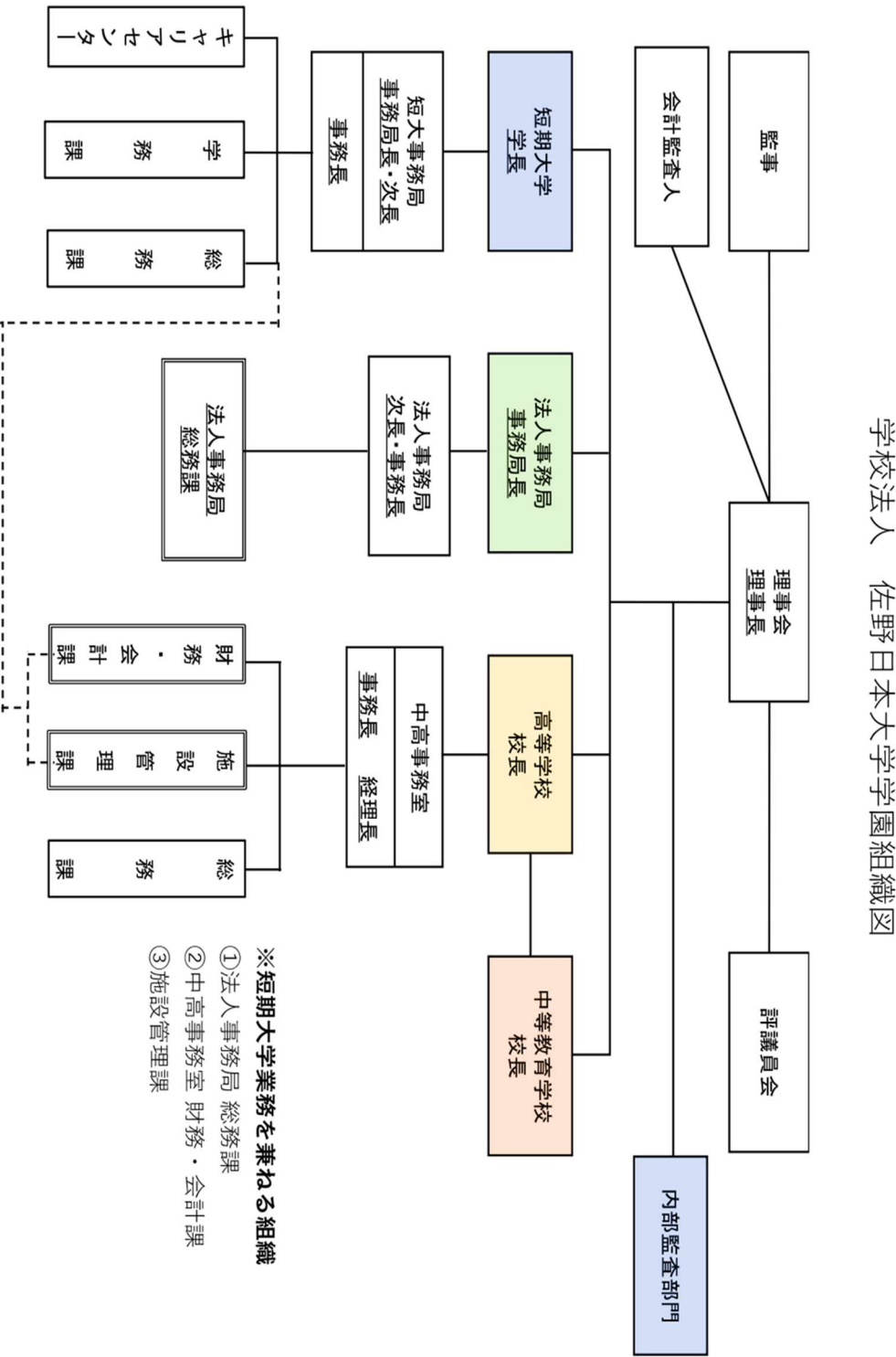
教育機関名	所 在 地	入学定員	収容定員	在籍者数
佐野日本大学 短期大学	栃木県佐野市高萩町 1297	300	600	437
佐野日本大学 高等学校	栃木県佐野市石塚町 2555 番地	510	1,530	1,323
佐野日本大学 中等教育学校	栃木県佐野市石塚町 2555 番地	105	630	303

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

学校法人組織図

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

佐野日本大学短期大学の所在する佐野市は、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置し、西に足利市と群馬県桐生市、東に栃木市、北に鹿沼市、南に群馬県の館林市、板倉町と接しており、現在の佐野市は、平成 17(2005)年 2 月に旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町が合併して面積 356.04 k m²となった。

令和 8(2026)年 4 月 1 日現在、佐野市の人口は、11 万 1,735 人で、減少局面が続いている。自然動態は出生率の低迷と高齢化により大幅な自然減(死亡数が出生数を上回る)を記録しており、人口構成は典型的な「つぼ型」へ移行している。

少子化に伴う学校規模の適正化を目的に、令和 8(2026)年 1 月に改定された「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)改定版」に基づき、大規模な小中学校の統廃合、小中一貫校(義務教育学校)への再編が加速している。最終的には、小学校 14 校と中学校 5 校の計 19 校を統廃合し、市内各所に 7 つの義務教育学校を創設する方針が示されている。

また佐野市内には、県立高等学校 3 校、私立高等学校 3 校が設置され、中高一貫校や中等教育学校、普通科や専門学科など各校特色ある教育の場がバランスよく存在している。

佐野日本大学短期大学

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合(下表)

地域	令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
栃木県	167	71.99%	221	73.42%	187	70.04%	189	74.11%	169	75.78%
茨城県	14	6.00%	35	11.63%	28	10.50%	9	3.52%	19	8.52%
群馬県	21	9.10%	23	7.64%	36	13.48%	28	10.98%	20	8.97%
埼玉県	8	3.45%	10	3.32%	7	2.62%	11	4.31%	5	2.24%
千葉県			1	0.33%						
東京都	1	0.43%								
神奈川県	1	0.43%					1	0.39%		
福島県	4	1.72%	2	0.67%	4	1.50%	8	3.13%	2	0.90%
宮城県					1	0.37%	1	0.39%		
岩手県	1	0.43%								
山形県			2	0.67%	1	0.37%			2	0.90%
青森県	1	0.43%	1	0.33%			1	0.39%		
北海道	1	0.43%	1	0.33%						
新潟県			1	0.33%			1	0.39%		
長野県	2	0.86%	2	0.67%	2	0.75%			1	0.45%
静岡県	1	0.43%								
石川県							1	0.39%		
岐阜県	4	1.72%	1	0.33%						
愛知県	1	0.43%								
奈良県	1	0.43%			1	0.37%				
留学生	4	1.72%	1	0.33%			5	2.00%	5	2.24%
計	232	100.0%	301	100.0%	267	100.0%	255	100.0%	223	100.0%

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和7(2025)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は、栃木県内及び北関東各県、東北南部から学生が集い、その大多数が卒業後、地元企業や施設への就職を選択する「地域密着型」の教育機関である。自宅通学者の多さは、地域コミュニティとの日常的な接点を意味し、結果として高い地元定着率を実現している。

「地域総合科学科」として、保育、栄養、介護福祉、社会福祉、医療事務、スポーツといった対人援助サービスから、観光、英語、ビジネス、AI などの産業振興に直結する分野まで、地域経済の基盤を支える多彩な専門教育を展開している。これらは単なる資格取得に留まらず、地元のニーズに即応し、現場で即戦力として貢献できる「考動力」を備えた人材の育成に直結している。

更に、佐野市との包括的な連携協定を基軸とした「地(知)の拠点」としての役割を一層強化しており、自治体や地元企業と連携したフィールドワークやボランティア活動を通じて、学生が地域課題の解決に直接参画する機会を創出している。今後も、地域住民の学びの場としての開放や産学官連携の深化を推進し、地域から真に愛され、次代を担う若者に「選ばれる短期大学」として、さらなる教育改革に邁進していく。

■ 地域社会の産業の状況

佐野市の産業は、伝統的な石灰・繊維・鋳物工業中心から、プラスチック製品製造業中心の時期を経て、機械・食品中心へと推移し、現在では、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地(1期、2期)、佐野田沼インター産業団地、佐野AWS産業団地、佐野みかも台産業団地の8つの工業団地を拠点とした基盤整備が進んでいる。

特に、佐野市北部の葛生地区から田沼地区は、古くから石灰石やドロマイト等の豊富な埋蔵量を持つ鉱業地帯として知られ、セメント等をはじめとした工業原料、建設資材の生産が盛んである。

商業面では、本学のある佐野新都市地区に佐野プレミアムアウトレットやイオンショッピングセンター等の大型商業施設があり、商業地域として休日には遠方からの多くの来訪者がみられる。

農業面では、首都圏への出荷を主として、平坦地域を中心に古くから二毛作による米麦作や、いちご、トマトを中心とする施設園芸、梨、桃等の生産が盛んに行われており、近年では、ねぎ、アスパラガス等の新品目の生産も拡大している。本市の伝統野菜であるかき菜は「春を呼ぶ野菜」として親しまれている。このほか、中山間地域においては、そばの生産が盛んであり、農村レストランや農産物直売所などを中心に販売が行われている。

なお、佐野市には豊かで美しい山岳・溪谷等の自然資源、太古から近代に至る多様性に富んだ歴史資源、唐沢山神社、佐野厄よけ大師など関東一円に著名な神社・仏閣や、伝統工芸品、佐野ラーメン、いもフライ、仙波そばに代表される人気食品、ゴルフ場など、良質で豊富な観光資源を有し、首都圏をはじめとする観光客が増加している。

これらの産業の更なる発展を支える原動力となる交通面を見ると、北関東を東西に横断する国道50号と市北部を走る国道293号、東北自動車道・佐野藤岡インターチェンジ(以下、IC)、北関東自動車道・佐野田沼IC、東北自動車道・佐野サービスエリアスマートIC、出流原スマートICの4つのICを有している。これを活用し、佐野新都市バスターミナルから高速バス・路線バスが、羽田・成田空港、都内、名古屋、京都・大阪、仙台、佐野市内へ

約 75%の学生が 5 時間以内と少ない状況である。今後は準備学習用の課題や学んだ内容を更に深化させられるような発展的な課題を課すなどの工夫が必要である。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)

基準Ⅲ 教育資源と財的資源〔テーマ A 人的資源〕研究倫理について、現行では研究紀要の投稿募集時に遵守の周知を行っているが、規程を設けていない。規程を設ける必要性は認識しており、研究の活性化や学術雑誌への投稿を促進する意味でも、研究倫理規程を設けることが望まれる。

(b) 対策

「研究倫理規程」を令和 3(2021)年 1 月に規定し、翌年 4 月 1 日より施行している。研究者の行動規範、研究対象者の人権・個人情報保護、利益相反への配慮、研究倫理教育の受講義務を明文化し、研究実施に当たっての基本原則を明確にした。

更に「研究倫理の審査等に関する内規」に基づき、研究倫理審査委員会を設置し、研究開始前の申請・審査・承認の手続き、迅速審査の基準、変更申請及び報告義務等を具体化し、審査体制を運用している。

「研究活動における不正行為の防止等に関する規程」において、捏造・改ざん・盗用等の不正行為の定義を明確化し、最高管理責任者・統括管理責任者等の責任体制を明示するとともに、通報窓口の設置、予備調査・本調査の手続き、調査委員会の構成(外部有識者の参画)等を制度化した。また、研究データ及び関連資料の保存期間と管理方法を定め、検証可能性を担保している。

(c) 成果

上記 3 つの規程・内規の整備・運用により、研究活動に関する管理体制が形式的整備にとどまらず、実質的に機能する体制へと転換した。

はじめに研究開始前の倫理審査が制度として定着したことにより、研究計画段階で研究目的・方法・対象者への説明及び同意取得方法・個人情報の管理方法等が事前に点検される仕組みが確立した。その結果、倫理的課題を研究実施前に修正・改善することが可能となり、研究の適正性が担保されている。

次に、研究倫理教育の義務化と受講管理の徹底により、捏造・改ざん・盗用の防止、利益相反への適切な対応、研究データの保存・管理の重要性に関する理解が教職員間で共有された。これにより、研究遂行過程におけるリスク認識が高まり、不正の未然防止機能が強化された。

更に、通報窓口及び調査手続きの明確化により、問題が生じた場合の対応プロセスが可視化され、迅速かつ公正に対応できる体制が整備された。調査委員会に外部有識者を含める仕組みにより、客観性及び透明性が担保され、組織としての説明責任を果たし得る体制が構築されている。

加えて、研究データの保存期間及び管理方法の明文化により、研究成果の再現性及び検証可能性が制度的に確保された。これらの取り組みの積み重ねにより、本学における研究活動は、公正性・透明性・信頼性を備えた運営基盤のもとで実施される体制が確立し、内部統制機能の実効性及び社会的信頼の向上が図られるようになった。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源〔テーマD 財的資源〕財務状況は改善傾向ではあるものの、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間、経常収支が支出超過である。財務改善計画に従い、財務体質の改善を図ることが望まれる。
(b) 対策
学園全体として財務改善に向けた継続的な取組を推進している。具体的には、令和4(2022)年度に策定した中長期計画に基づき、各学校(佐野日本大学短期大学、佐野日本大学高等学校、佐野日本大学中等教育学校)において、年度当初・期中・期末に学園内の中長期計画委員会によるヒアリングを実施し、計画の進捗管理(数値目標の達成状況の把握、進捗状況の定期的な確認、課題の分析及び改善策の検討)及び収支の再精査及び数値目標や、各種施策の実施内容及び優先順位の見直しを行っている。 また、財務運営の改善に向けては、ゼロベース予算の導入を学園全体の取組として推進し、固定費(人件費、委託費等)及び変動費(消耗品費、光熱水費、印刷製本費等)の抑制、事業の縮小並びに調達方法(一括購入等)の見直しを行うとともに、各事業の必要性及び費用対効果を精査することにより、支出構造の適正化を進めている。更に、短期大学においては、18歳人口の減少を鑑み、経常費補助金の確保を重要課題と位置づけ、令和9(2027)年度から入学定員を300名から240名へ見直すこととし、令和7(2025)年度に理事会の承認を得ている。これにより、定員充足率の向上を図り、収入基盤の安定化を図ることとしている。
(c) 成果
学園全体として収支状況は改善傾向にあり、財務基盤の安定化が進みつつある。特に高等学校においては、令和7(2025)年度に実施された令和8(2026)年度入試において入学者数が大きく増加しており、教育内容の充実による魅力向上に加え、高等学校授業料無償化の影響もあり、収入の増加につながっている。その結果、学園全体の収支状況は着実に改善し、財務基盤の安定化が進展している。加えて、ゼロベース予算の導入により支出構造の適正化が図られるとともに、各学校における進捗管理の徹底により施策の実効性が向上した。一方で、短期大学においては、多様な専門教育を継続し、地域に根差した多彩な教育活動を展開することで、学生数の急激な減少を招くことなく、学生のニーズに応えることができる教育環境を維持している。しかしながら、18歳人口の減少の波は大きく、経常収支の支出超過が継続しているため、定員見直しや予算改革等の取組を進めており、今後の収支改善に向けた体制整備は着実に進展している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし

(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況(令和7(2025)年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

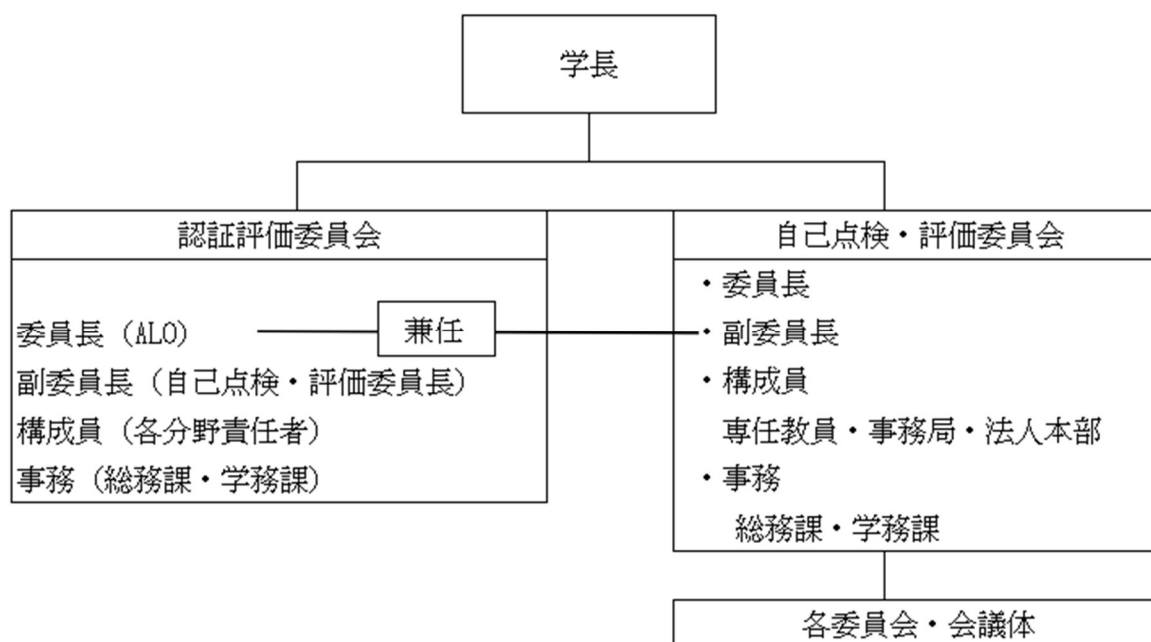
公的研究費の使用については、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、「研究活動における不正行為等防止に関する規程」を制定し、公的研究費の適正な管理・運営に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 令和7(2025)年度FD・SD・自己点検評価委員会(担当者、構成員)

委員長 立川 聡子 教授
副委員長 亀田 和則 教授
副委員長 佐藤 佳子 准教授(ALO)
委員 大熊 信成 教授
委員 野中 春奈 教授
委員 山崎 敬子 准教授
委員 市川 純 准教授
委員 戸井田 睦美 講師
委員 栗原 多恵 講師
委員 榊 絵里加 講師
委員 森田 拓男 職員
委員 赤坂 悦子 職員
委員 高崎 有美子 職員
委員 石森 勇 法人事務局次長兼事務長
陪席
委員 小山 裕三 学長
委員 板倉 茂樹 副学長
委員 小林 大輔 学科長
委員 片桐 一之 事務局長
委員 中村 陽一 事務局次長兼事務長
委員 藤生 忍 総務課長
委員 堤崎 真里 学務課長

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述 (根拠を基に)

本学の自己点検・評価については、「FD委員会」「SD委員会」「自己点検評価委員会」を毎月第4木曜日に合同で定例開催し、本学の自己点検・評価活動について検討・協議するとともに学内の各委員会、フィールド等に対し、自己点検と業務のPDCA等により、課題や改善を働きかけている。法人、佐野日本大学高等学校、佐野日本大学中等教育学校、本学を統括する法人事務局次長兼事務長も委員とし、意見聴取体制を整えている。

更に学長、全専任教員、課長級以上の職員が出席している「学科会議兼教授会」で報告または提案をしている。すべての委員会、学科会議兼教授会の報告や審議の結果は議事録を作成し、資料とともに全て「LMS＝学習管理システム」(以下「LMS」)内、委員会フォルダに格納され学内教職員であれば、常時全員が閲覧可能な状態になっている。課長級以下の職員は、学科会議兼教授会の翌日に開催される事務局月例会で報告や提案内容を伝えられ、全専任教職員が自己点検・評価活動に関与していると言える。

佐野日本大学短期大学

自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和7(2025)年度を中心に)

期 日	
令和7(2025)年4月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・学力に応じた学習支援、各種社会活動の調査報告及び、担当委員会への依頼 ・令和7(2025)年度 各種活動、学習支援の調査報告、担当部署への依頼 ・「建学の精神」説明(動画)公開、実施報告 ○準備 ・毎週1回、認証評価に向けて、FD・SD・自己点検評価委員会委員長、副委員長、ALOにて打ち合わせ開始 ・令和6(2024)年度自己点検執筆・資料収集開始
令和7(2025)年5月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・FD・SD・自己点検評価委員長より、各担当部署に今年度点検項目通達
令和7(2025)年7月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・新任教員の研修報告、情報の公開の点検 ・各種活動の調査報告 ・「情報の公開」進捗報告 ・3つの方針、卒業研究に関する検討
令和7(2025)年9月	○FD・SD・自己点検評価委員会・学科会議兼教授会 ・ALO説明会参加の報告、自己点検報告書締め切り日、オンライン受審準備、スケジュールの確認を報告 ・3つの方針に関する点検報告 ○準備 ・ALO説明会参加
令和7(2025)年10月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・学習成果に関する説明動画の説明、点検依頼 ・研究業績、外部研究費等の調査実施
令和7(2025)年11月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・研究業績、外部資金研究費等のまとめ作業報告
令和7(2025)年12月	○FD・SD・自己点検評価委員会 ・個人調書、研究業績書の執筆依頼について報告
令和8(2026)年1月	○準備 ・提出・備付資料収集準備開始(ALO、ALO補佐)
令和8(2026)年2月	○FD・SD・自己点検評価委員会・認証評価委員会 ・自己点検報告書執筆分担、報告書とりまとめのスケジュ

佐野日本大学短期大学

	ールを確認、役割分担を確認 ・自己点検報告書執筆説明会
令和8(2026)年3月	○FD・SD・自己点検評価委員会・認証評価委員会 ・自己点検報告書編集作業進捗状況確認 ・提出・備付資料の格納状況確認
令和8(2026)年4月	○FD・SD・自己点検評価委員会・認証評価委員会 ・自己点検報告書編集作業進捗状況確認 ・学内視察案について
令和8(2026)年5月	○FD・SD・自己点検評価委員会・認証評価委員会 ・自己点検報告書編集作業進捗状況確認 ・令和7(2025)年度自己点検・評価報告書最終稿の承認

本報告書において使用する用語及び略称を、以下のとおり定義する。

- ・ 規程名は、法人規程と本学規程を区別するため、本学園規程は「佐野日本大学学園＋規程名」と記載し、佐野日本大学短期大学規程については「規程名」のみとする。
- ・ 本学のFD委員会、SD委員会、自己点検評価委員会は平成29（2017）年度から合同開催をしており、文中は「FD・SD・自己点検評価委員会」という記載とする。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準 I -A 建学の精神〕

＜根拠資料＞

提出資料1-1 学園生活 令和7年度

提出資料1-2 大学案内 2025年度

提出資料1-8 ウェブサイト大学概要-情報の公開1. 1. 建学の精神

<https://sanotan.jp/information>

提出資料-規程集95-A-(1) 学則

備付資料3-12 令和7年度 FD・SD・自己点検評価委員会議事録

備付資料4-18 令和7年度 キャリア教育委員会議事録

〔区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。〕

＜区分 基準 I -A-1の現状＞

本学の建学の精神は、「想う人、考える人、行う人を創る」である（提出-規程集95-A-(1) 第1条）。建学の精神について、本学では、平成24(2012)年度及び平成28(2016)年度にFD委員会で検討し、いずれも学科会議兼教授会の審議を経て、改訂した。地域総合科学科の良さを生かしつつ日本大学との教育連携を一層進めるために、建学の精神・学科の教育目的・学習成果・三つの方針を一体で点検し、それらの修正を行った。この過程で本学の建学の精神として親しまれてきた「想う人、考える人、行う人を創る」は日本大学の教育理念である「自主創造」と同義であるという結論に達した。

この精神は、日本文化を基盤として世界平和と人類の福祉への貢献を目指し、地域に貢献し、教養と「自ら進んで学び、考え、道を開く」ことを身につけた専門職業人となることを表現しているため、教育基本法等に示された公の性質を有している。

この精神は、学内に対しては学生便覧等である冊子「学園生活(キャリアデザイン(進路設計)のための資料含む)」(以下、「学園生活」)(提出1-1 p. 3)の冒頭に掲載しており、入学前の事前オリエンテーションにおいて各フィールドで入学生に対して適切に明示・周知している。学外に対してはウェブサイト大学概要(提出1-8)冒頭において、学長が建学の精神に基づく教育理念と学科の特徴を明示し、大学案内(提出1-2 p. 1)にも提示し、オープンキ

キャンパス、高等学校への大学説明会等でも明示・周知している。

また、必修科目「キャリア教育Ⅰ(前期)」の初回において、1年全学生に対して建学の精神及び教育理念に関する解説を行い、定着度と理解度把握のために9点満点のテストを実施し、確認している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

入学時に建学の精神について説明会及び理解度テストを実施している。理解度は高いものの、一過性の取り組みにとどまっているため、現状では知識の定着にまで至っていない点が課題である。今後は、年間を通じて建学の精神に触れる機会を設けるとともに、具体的な解説を補足するなどして、単なる知識の記憶から、日々の学生生活に根ざした深い定着へと繋げていく必要がある

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

提出資料1-1 学園生活 令和7年度

提出資料1-2 大学案内 2025年度

提出資料1-3 学生募集要項 令和7（2025）年度

提出資料1-4 令和7年度 佐野日本大学短期大学アンケート

提出資料1-9 ウェブサイト大学概要-情報の公開1.3. 学科の目的

<https://sanotan.jp/information>

提出資料1-11 ウェブサイト大学概要-情報の公開 6.2. 学位授与の方針

<https://sanotan.jp/information>

提出資料1-12 ウェブサイト大学概要-情報の公開5.1. 教育課程編成・実施の方針

<https://sanotan.jp/information>

提出資料1-13 ウェブサイト大学概要-情報の公開4.1. 学科の入学受け入れの方針

<https://sanotan.jp/information>

提出資料-規程集95-A-(1) 学則

備付資料1-22 佐野日本大学短期大学の教育と活性化に関するアンケート調査

備付資料2-34 令和7年度 佐野日本大学短期大学卒業生 就職先事業所に対する調査結果

備付資料3-12 令和7年度 FD・SD・自己点検評価委員会議事録

備付資料4-9 令和7年度 学科会議兼教授会議事録

備付資料4-10 令和7年度 学務委員会 議事録

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

<区分 基準 I-B-1の現状>

学科の教育目標については、平成29(2017)年度に「想う人、考える人、行う人を創る」という自主創造の教育理念に基づき、教養教育、基礎的・汎用的能力、望ましい勤労態度と職業意識、専門性、社会的課題解決力を構成要素とするものに改めた。変更点は、社会的課題解決力を明記した点である。

学科の教育目的は以下のとおりである。「本学が設置する総合キャリア教育学科は、佐野日本大学学園建学の精神並びに本学の教育目的にのっとり、多様なキャリアデザインの実現を可能とするため、幅広い教養教育とともに、キャリア教育の核心となる基礎的・汎用的能力の修得を通じ、学ぶこと、働くこと、生きること、社会的自立、職業的自立の重要性を理解し、地域社会に貢献できる、専門的な知識と技術並びに社会的課題の解決力を身につけた人材の育成に努めることを目的とする」。(提出-規程集95-A-(1) 第1条の2)

この内容はウェブサイト大学概要(提出1-9)、学生募集要項(提出1-3 p.1)により学外に表明し、学内においては「学園生活」(提出1-1 p.3)に示し、入学前のオリエンテーションと必修科目「キャリア教育 I」において新入生に指導している。

これらの達成状況、専門的知識の伸びについては、毎年度実施している佐野日本大学短期大学アンケートにおいて把握している。令和7(2025)年度のアンケートでは、87%の学生が入学後に自身の能力が「大きく増えた」または「増えた」と回答した(提出1-4 設問77)。

これに基づく人材育成が社会の要請に応えられているかについて、以下のように点検した。卒業生の基礎的・汎用的能力や勤労態度の面については、各種実習、インターンシップ時の巡回指導の機会及び就職先事業所に対する調査を活用し、就職後の様子について聞き取りを行い、社会の要請に応えていることを確認した(備付2-34)。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】

<区分 基準 I-B-2の現状>

平成29(2017)年度見直し以降、建学の精神に基づき定めている本学科の学習の成果は以下のとおりである。

1. 社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を身につけ、自らのキャリア発達に活用することができる。
2. 幅広い教養と専門性を基に「学ぶこと・働くこと・生きること」について考え、社会人、職業人としての基本的態度を修得することができる。
3. 修得した専門的知識や技能を活用して、社会的課題の解決に貢献し、社会の発展に向けて積極的に貢献することができる。
4. グローバルな視点に立って物事を考え、他者と協調することができる。

また養成課程においては、学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。

これらの学習成果は、大学案内(提出1-2 p.59)、ウェブサイト入学者受け入れの方針(提出1-13)に掲載し学外に対して表明している。また学生募集活動の際には、大学案内等を用いて学習成果を示し、説明を行っている。学内においては「学園生活」に示し、入学前のオリエン

テーションと必修科目「キャリア教育Ⅰ」で新入生に指導している。(提出1-1 p. 5)

学内各会議で点検を行い、令和7(2025)年度も現行どおり最善であると判断した(備付3-12 第1回)。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

先の4つの「学習成果」を達成するために、本学は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している(提出1-11, 12, 13)。教育課程とその編成の方針の見直しは、各フィールド及び学務委員会を中心として、社会情勢の推移や関係法令の改正等を踏まえ、毎年度機動的に実施している(備付4-10 第6回)

今年度はFD・SD・自己点検評価委員会が三つの方針に関する点検(備付3-12 第4回)を行い、現行の教育課程編成・実施の方針について、2項目(4, 8)が実情と異なるという見解を踏まえて、学務委員会で3項目(2, 4, 8)について修正(備付4-10 第6回)を行い、学科会議・教授会の審議を経てそれらを改めた(備付4-9 第6回)。具体的には、「実践的英語力の養成のために原則として外国人教員を充てる」、「2年間の学びの集大成として知の総合化を図り、社会的解決能力を養成するために卒業研究を行う」としていたものを、「英語を推奨科目に位置づける」「卒業研究や卒業制作などを通して知の総合化を図り、社会的課題解決能力を養成する」とした。

はじめに、学位授与の方針は以下のとおりである。

I. 学科の学位授与の方針

本学に2年以上在学し、62単位以上修得するとともに、次の要件を満たした学生に短期大学士の学位を授与する。なお、成績評価の基準並びに資格取得の要件については、それぞれ学則の第31条と第34条に定める(提出-規程集95-A-(1) 第31条, 第34条)。

1. キャリアデザインに関する知識・技能を修得し、自らのキャリア発達に適切に活用することができる。
2. 社会的・職業的自立に必要な知識、技能、態度を修得するとともに、「学ぶこと・働くこと・生きること」について考え、立派な社会人、職業人としての基礎・基本を身につけることができる。
3. 優れた職業倫理と豊かなコミュニケーションスキル、チームワーク力と計画立案力をもって職業にかかわる課題解決に取り組むことができる。
4. 思いやりと責任感をもって社会の課題解決に取り組み、その発展に貢献することができる。
5. 幅広い教養と専門性を基に、複雑化・高度化・多様化する社会及び職業上のニーズを的確に判断し、柔軟に対応することができる。

6. グローバルな視点に立って、自らの職業に関する最新の知識を求め、国際社会の中で通用する基礎的・基本的な能力や態度を修得することができる。

学習成果1を達成するために学位授与の方針の1と3を定め、学習成果2を達成するために学位授与の方針の2と5を定め、学習成果3を達成するために学位授与の方針の2と4を定め、学習成果4を達成するために学位授与の方針の3と6を定めている(表1)。

表1 学習成果と学位授与の方針の対応表

学習成果	学位授与の方針
学習成果 1	方針 1、方針 3
学習成果 2	方針 2、方針 5
学習成果 3	方針 2、方針 4
学習成果 4	方針 3、方針 6

II. 学科の教育課程編成・実施の方針

キャリア教育学科の教育目的、学位授与の方針を達成するための教育課程編成・実施の方針は下記のとおりである。

1. 学科の教育目的、学位授与の方針に基づいてキャリア教育、専門教育、教養教育で教育課程を編成する。キャリア教育をコアとし、専門教育、教養教育の同心円的構造を図る。
2. カリキュラム・フローチャートやカリキュラム・マップ等で教育課程の体系性、順次性を常に検証し、その改善に努める。
3. キャリア教育、専門フィールド、豊富なユニット、豊かな教養教育により充実したカリキュラムを編成し、多様なキャリアデザインを可能とする。
4. 国際人の教養としての英語力と、英会話主体の実践的英語力を養成するために、英語を推奨科目と位置づける。
5. 高等学校や他大学からの円滑な移行を図り、本学での学習及び人格的な成長のために、「初年次教育」を重視し、オリエンテーション、キャリア教育、前期科目等で実施する。
6. 社会人として、職業人として必要な基本的態度を養成するために、インターンシップ等、社会・職場体験の科目を配置する。
7. 問題発見・解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等を養成するために、教育方法としてアクティブラーニングを積極的に導入する。
8. 2年間の学びの集大成として、卒業研究や卒業制作などを通して知の総合化を図り、社会的課題解決能力を養成する。
9. 学習成果の測定・評価は、ルーブリック、GPA等で実施する。

III. 学科の入学受け入れの方針

入学受け入れの方針は以下のとおりである。本学の教育理念、教育目的、学位授与の方針を達成するために、次のような人物と選考方法を入学受け入れの方針としている。

1. 本学の教育理念並びに学科の教育目的に共感し、その実現に向かって努力する人。
2. 本学の各フィールドで学ぶために必要となる基礎学力を備えている人。
3. 自らのキャリアデザインに真摯に取り組み、立派な社会人、職業人になろうとする意欲を持っている人。
4. 様々な社会の課題に進んで取り組める人。
5. 本学の学生として教職員とともに学びの共同体の創造に向かって努力する人。
6. 上記の1から5に該当する人を、各種選抜における筆記試験、小論文、面接、調査書等により評価する。

入学者受け入れの方針1は教育理念と教育目的を理解して努力できる人を意味し、同2は4つの学習成果達成のために最低限必要な学力を、同3は学習成果1と2に、同4は学習成果3に、同5は学習成果4に定めている(表2)。

表2 入学者受け入れの方針と学習成果の対応表

入学者受け入れの方針	内容 / 対応する学習成果
方針 1	教育理念と教育目的を理解して努力できる人
方針 2	4つの学習成果達成のために最低限必要な学力
方針 3	学習成果 1、学習成果 2
方針 4	学習成果 3
方針 5	学習成果 4

入学者受け入れの方針について、高等学校等関係者への意見聴取はアンケート調査により実施した。調査において、6項目すべてが「とても適切である」あるいは「適切である」と回答され、適切な方針であると認識されていることを確認した(備付1-22)。

以上のように三つの方針は一体的に定められた内容となっている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学科の改編等、変化する教育環境に対応し教育効果を高めるためには、教育目的や三つの方針を定期的に点検し、地域社会の期待に応える教育の質を保証する必要がある。そのためには、卒業生の就職先事業所に対する調査(備付2-34)による外部評価の導入や、ルーブリックの積極的活用を通じた学習成果の可視化を推進し、客観的なデータに基づいた教育改善(PDCA)のサイクルを確立することが今後の不可欠な課題である(備付3-12 第8回)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料1-5 令和7年度 地域連携活動一覧

提出資料1-6 令和7年度 佐野市・佐野日本大学短期大学地域連携事業一覧

提出資料2-1 令和7年度シラバス一覧

提出資料-規程集109-B-(14) 地域連携委員会規程

備付資料1-2 令和7年度 佐野市講師等派遣事業、学生派遣事業等一覧

備付資料1-3 令和7年度 ボランティアセンター報告

備付資料1-4 令和7年度 ボランティア依頼及び参加人数一覧

備付資料1-5 第3回さのっ子！Festival！ちらし

備付資料1-6 子ども陶芸教室ちらし

備付資料1-7 SANOTAN防災ファミリーフェスタちらし

備付資料1-8 第19回さの子育て応援広場ちらし

備付資料1-9 令和7年度 佐野市・佐野日本大学短期大学地域連携事業計画書

備付資料1-14 佐野日本大学短期大学と佐野市立南中学校との連携教育に関する申し合わせ
(協定書)

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1の現状>

本学は社会貢献の取り組みとして、地域との連携を深めている。地域住民のニーズを熟慮し、地域に唯一ある高等教育機関として果たすべき役割を担い、教職員で共有し実行するために地域連携委員会を設置し、社会貢献活動を促進している（提出-規程集109-B-(14)）。

毎年行っている事業は、地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の地域への開放、地域住民との交流を目的としたイベントを積極的かつ献身的に行っている。現学長の「地域との連携を密にする」という考えのもと、令和5(2023)年度の就任時から強化され、令和7(2025)年度も引き続き実施している。地域の自治体、企業、教育機関、文化団体など多くの領域での連携を行っており(提出1-5)、本学における社会貢献活動は、単なる外部への知の提供に留まらず、学生の実践的な教育の場として深く機能している。地域連携事業を通じて、学生は理論と実践を統合する機会を得ており、その教育的意義は極めて大きいと捉えている。

(1) 公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等

【公開講座】

平成4(1992)年以来、本学教員による市民公開講座を開催している。コロナ禍で令和2(2020)年度～5(2023)年度は開催を見合わせたが、令和6(2024)年度に再開した。令和7(2025)年度の公開講座は、こども向け陶芸教室(備付1-6)を令和7(2025)年8月23日に実施し、15名が参加した。保護者も同伴し、総勢で20名になり、盛況に行われた。大変好評のため、地域からの要望も多く、昨年に引き続き、2年連続の開講となった(提出1-5)。

【生涯学習事業】

とちぎ子どもの未来創造大学(栃木県教育委員会事務局生涯学習課)は子どもたちの学力向上の基礎作りのために、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め主体的に学習に取り組む姿勢を涵養することをねらいとして、栃木県内の高等教育機関、民間企業、研究機関などと連携しながら、子どもたちが「本物」に触れる学習機会を提供している。令和7(2025)年度は101講座が実施され、本学は4講座を開講し、参加者は合計22名であった(提出1-5)。

【正課授業の開放】

正課授業の開放を目的として、社会人聴講生制度と科目等履修生制度を設けている。社会人聴講生制度は、生涯学習の一環として、社会人に対して本学の授業の受講資格を認めている。コロナ感染拡大が収束した令和6(2024)年度から再開し、令和7(2025)年度も引き続き実施している。令和7(2025)年度は100科目を受講可能とし、5名(内訳:通年1名、前期のみ4名)の聴講だった。科目等履修生制度の受講者はいなかった(表3)。

表3 社会人聴講生数と受講科目(過去2年分)

令和6 (2024) 年度	前期	人数	1名(新規1名、うち聴講歴あり1名)
		科目数	1科目(Listening&Speaking I)
	後期	人数	5名(新規4名、うち聴講歴あり2名)
		科目数	5科目(カフェ演習、発達と老化の理解Ⅱ、保健医療と福祉、コンピュータリテラシーⅡ、海外旅行英会話)
令和7 (2025) 年度	前期	人数	5名(継続2名、新規3名)
		科目数	7科目(製菓・製パン実習、人間の尊厳と自立、障害の理解Ⅰ、こころとからだのしくみⅠ、こころとからだのしくみⅡ、医学概論、初級英会話)
	後期	人数	1名(継続1名)
		科目数	1科目(刑事司法と福祉)

(2)佐野市との協定締結等による地域・社会との連携

【地方公共団体(佐野市)との連携】

本学は平成18(2006)年11月に佐野市との連携協定を締結し、「佐野市・佐野日本大学短期大学地域連携事業」として、多様な連携事業を計画的に実施している(備付1-9)。また令和5(2023)年度より「佐野市立南中学校」と連携教育に関する申し合わせ事項を定めている(備付1-14)。

【委員派遣事業】

佐野市が開催する多数の行政委員会に、本学教員を委員として派遣している(提出1-6)。

令和7(2025)年度は教員18名が計34委員会に参加した。そのうちの一つの消防団再編計画策定懇談会においては学生2名の会議参加もあり、若者の声を必要としている行政に対し、協力している。

【指導・助言・派遣事業、講師等派遣事業、学生派遣事業等】

佐野市所管の4つの事業に3名の教員及び学生を派遣し、協働による企画を複数実施した(備付1-2)。

【本学企画事業】

佐野市こども福祉部保育課との連携により、「さの子育て応援広場」をこれまでに19回開催し、こどもフィールド学生による劇等を毎年度、市内の園児に披露している(備付1-8)。例年は市内全保育園・幼稚園の年長児を招待していたが、会場となる佐野市文化会館改修工事のため、令和6(2024)年度より会場を移し、収容人数の都合から毎年5園ずつを招待することとなった。令和7(2025)年度は245名の園児(引率者含む)を招待し、関係者を含めると参加者は総勢445名だった(提出1-5)。

(3) 学生の正課内活動等

○栄養士フィールド〔卒業研究〕

平成29(2017)年から学内農園でさつま芋を栽培し、学園祭にて地域の方々に収穫体験を実施している。また令和元(2019)年から毎年、栄養士フィールド学生がオリジナルレシピを開発し、月ごとに掲載したサノタンカレンダーを1,000部作成し、配布している。令和5(2023)年からは、年3回、地域の高齢者の方々を対象としたシルバークッキングを開催しており、調理実習のサポートや食育講話を行っている。以上のように授業での学びを地域貢献へと繋げ、学生が地域の方々と世代間交流を体験し、卒業研究として取りまとめる取り組みとなっている。

○こどもフィールド〔子育て支援プロジェクト〕

上述の「さの子育て応援広場」は、こどもフィールド2年生選択必修科目「子育て支援プロジェクト」(提出2-1 01-49-01-424 子育て支援プロジェクト)の授業の一環として行われている。更に令和6(2024)年度より8月に「集まれ! さのっ子フェスティバル」を開催し、地域の親子を本学に招き、夏祭りを実施した(備付1-5)。

(4) 学生の正課外活動

○観光フィールド〔日帰りバスツアー企画〕

観光フィールドでは、社会貢献の一環として、旅行会社と協力して、日帰りバスツアーのコラボ企画を行った。授業で学んだ知識をもってしても、売れる商品を作り出すため、大変な時間と作業を擁したが、3つの日帰りバスツアーが完成した。千葉(佐原)コース(参加者30名)、東京コース(参加者32名)、横浜コース(参加者28名)である。いずれも催行最小人員を超え、3コースとも実施されることになった。それぞれの企画を担当した学生が各コースに補助という立場で、添乗業務に携わり、ツアーを完遂することができた。

○サークル活動

令和7(2025)年度のサークル活動は、単なるイベント参加に留まらず、教育機関としての専門性を活かした子どもたちへの教育支援、地域団体とのコラボレーション、防災啓発や献血推進など、多角的な視点で地域社会に貢献したといえる。多くの活動において学生が主体的に関わっており、地域住民との強固な信頼関係の構築に寄与した。具体的な活動は以下のと

おりである。

1. 文化・交流活動

SEMサークルは、夏祭りや「さの秀郷まつり」などの地域行事に積極的に参加した。特に、児童館や保育園との交流を通じたダンスやゲームの実施、地元のゆるキャラ「さのまる」との共演など、子どもたちを中心とした地域交流の輪を大きく広げた。医療秘書愛好会は、ハンドベル演奏会の開催や、児童館のクリスマス会、地域のマルシェへの参加に加え、「チームオレンジアルツハイマーデー」といった啓発活動にも協力した。本の虫は、地域の書店とのコラボレーションによる「お話し会」や、書店での選書ツアーを実施し、本を通じた地域連携を行った。Belluxは、「さのYEGまつり」や「農業まつり」、「ふくしフェスタ」などの地域のイベントにおいてダンスパフォーマンスを披露し、会場を盛り上げた。

2. 社会貢献・専門活動

防災サークルSLLは、防災知識を身に付け・広げることをテーマとし、多岐にわたる活動を展開した。避難所運営ゲーム（HUG）を用いた小学校教職員危機管理研修、地域での防災ワークショップの出展補助、佐野市消防団再編計画策定への参画、市長とのテーマトーク（防災）やとちぎ学生防災サークル連絡協議会への参加など、行政と連携した取り組みも積極的に行った。

献血推進サークルSANO細胞ズは、学内及びイオンモール佐野新都市を主な拠点として、年間を通じて定期的に献血推進活動支援を実施した。住民一人一人と対話を重ねながら協力の輪を広げ、命を繋ぐ献血の重要性を地域社会に発信したこの経験は、実践的な地域課題解決力を養う一歩となった。

(5) 学長の社会貢献活動

学長自ら、本学の有する知的資源を地域社会へ直接還元する取り組みを積極的に展開している。特に学長の専門分野であるスポーツ運動学・陸上競技、陸上競技解説者としての知見を活かし、行政や小中高校、PTA、町会長会、地域団体などからの要請を受け、生徒、団体の会員、地域住民を対象に講演活動を実施している（提出1-5）。具体的には、「スポーツによる、人づくり、地域づくり」「スポーツにおける指導者の資質向上」のテーマが多い。これらの発信は、単なる知識の提供に留まらず、地域社会における本学の信頼性と存在感、地域連携の深化を強力に牽引する実践事例となっている。

(6) 教職員及び学生のボランティア活動等

学外からのボランティア依頼は、ボランティア委員会が所管している。キャリアセンター内に「ボランティアセンター」を設置し、委員が学外へのボランティア募集、依頼受付、学生への周知、申し込みを担っている（備付1-4）。学生に向けて、口頭アナウンス、全学生へのメール配信、LMSでの募集要項を常時閲覧可能とし、校内の掲示板においても周知を行っている。口頭アナウンスは、ボランティアの内容によって、領域の近いフィールドの各担任、サークル顧問等に振り分けるなどして学生の動機付けになるよう工夫している。

令和7(2025)年度の依頼数は106件(前年度65件)、参加者数はのべ166名であった(備付1-3)。依頼数の増加は、行政関係・地域への働きかけに加え、コロナ禍以降再開された地域イベントや施設活動への支援依頼が増加したことによるものと考えられる。

また実習施設・機関へのチラシ配布や巡回指導教員を通した働きかけなど、実習関連先との連携を図りながらボランティア機会の拡充に努めている。今後も多方面への依頼と募集方法を検討し、学生が参加しやすいボランティア活動の機会の確保に取り組んでいく。

教職員のボランティア状況については、全学的な把握には至っていないものの、学生のボランティア活動の引率を兼ねて参加している教員や、個人的に児童の学習支援や読み聞かせ、栄養指導講座、防災講座などに携わっている教員が複数いることが確認されている。教職員のボランティア活動の状況については、今後、把握のあり方も含めて検討していく。

(7) 地域向けイベントの開催

本学は地域社会の一員として、住民との交流や貢献を目的に令和6(2024)年度から本学主催の大規模なイベント「SANOTANファミリーフェスタ」を開催している。2回の開催はともに1,500名以上の来場者があった。

初開催は、地域に根ざした本学をより身近に感じてもらうことを目的とした。当日は小学生のサッカー大会やダンスステージ、消防車・救急車、キャンピングカーの車両展示等を行い、幅広い世代が参加しやすいイベントづくりに努めた。保護犬・猫の譲渡会を主催する動物保護団体やボランティアとの連携を強化し、イベント終了後も続く継続的な支援構築に寄与した。また、佐野市出身の方を中心に12台のキッチンカーやワークショップ16店舗も賑わいを見せ、多彩なグルメや体験型コンテンツを通じて、地域の魅力を存分に感じていただく機会となった。

令和7(2025)年度は第2回目の開催で、栃木県からの依頼を受け、消防団員の周知広報を兼ねた「防災ファミリーフェスタ」として11月22日に実施された(備付1-7)。一般来場者向けに煙ハウス体験や消防車乗車などの機会を提供したほか、学生約30名が放水体験や救命講習を含む防災教育プログラムに参加した。各フィールドによる防災をテーマとした体験会や展示、炊き出しの調理・提供も行った。様々な消防体験、避難所仮設等の体験、児童向けの救急講習(簡易)を実施した。子どもから大人までが楽しみながら交流できる機会を設けるとともに、防災意識の向上にもつながる場として、地域の方々と学生・教職員とのつながりも深まった。このイベントが好評だったことを受け、令和8(2026)年度は、「消防団」「自主防災組織連絡協議会」「防災士連絡会」「女性防火クラブ」と共催し、開催を予定している。

地域経済・コミュニティとの連携強化の一環として、佐野商工会議所主催の夏祭りへ本学キャンパスを全面開放している。本イベントには多数の学生がボランティアスタッフとして参画し、地域催事の運営を支えるとともに、住民との直接的な交流を通じて地域社会における大学の役割を具現化する場となった(提出-規程集109-B-(14))。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

単発的な実施にとどまっている公開講座やボランティア活動は、地域課題の根本的に資する継続的なプロジェクトへと構造化できていない点や佐野市のニーズ(移住定住、地域活性化、福祉等)と大学のリソースをマッチングさせ、地域への実質的な貢献度を高めるといった点が課題と考えている。

地域向けのイベント実施については、教職員とともに学生がボランティアを行う点において貢献度は高いが、ニーズの実質的な調査が十分にできていない。地域向けイベントは、自

治体、企業と協同体制で実施しており、今後は参加者や地域のニーズを検証し、よりよくしていくために工夫を加えることで、より教育的効果が見込めると考える。今後、社会貢献の意義の高さから、来年度も継続して実施し、改善向上に努めていく。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項＞

地域との連携を活発に行っている本学では、10の分野の専門フィールドがあるため、佐野市のさまざまな担当部署からの依頼があり、相互協力を行っている。

施設設備を外部に貸し出す事業は引き続き力を入れている。小学生のサッカーチームの大会や練習等に年間を通じてグラウンドを貸し出したり、放課後には小学生向けの「放課後イングリッシュ」に教室を貸し出したりしている。企業主催で小学生を対象としたスポーツ教室にも体育館の貸し出しを行い、学生も参加し、夜間でも活気がある様子が見られる。このように本学の施設や教育資源を活用し、地域の方々の健康づくりや世代を超えた交流の促進を図っている。また佐野市の商工会議所の夏祭りでは学内敷地を全面的に利用していただいている。

本学は佐野市の中でも商業施設に近い場所にあり、好立地であるとともに、広い駐車場や活用しやすい施設・設備があるという利点があり、地域団体等からの需要が多く、常に多くの人が集う場所となっている。

このほか、学生の学びを活かした商品開発にも取り組み、地域の特色やアイデアを取り入れた新たな魅力の創出を目指している。

【テーマ 基準 I-D 内部質保証】

＜根拠資料＞

提出資料1-14 ウェブサイト大学概要-情報の公開11.1自己点検報告書

<https://sanotan.jp/information>

提出資料2-1 令和7年度シラバス一覧

提出資料2-5 ウェブサイト大学概要-情報の公開5.1教育課程編成・実施の方針(イ) 令和8年度シラバス

<https://sanotan.jp/information>

提出資料4-5-1 令和6年度 学科会議兼教授会 議事録

提出資料-規程集106-B-(11) 自己点検評価委員会規程

備付資料1-19 令和5(2023)年度 自己点検・評価報告書

備付資料1-20 令和6(2024)年度 自己点検・評価報告書

備付資料1-22 佐野日本大学短期大学の教育と活性化に関するアンケート調査

備付資料1-25 カリキュラム・マップ

備付資料3-12 令和7年度 FD・SD・自己点検評価委員会 議事録

備付資料4-13 令和7年度 入試広報委員会 議事録

備付資料4-10 令和7年度 学務委員会 議事録

【区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

＜区分 基準 I-D-1の現状＞

平成28(2016)年度までは、自己点検評価委員会とFD委員会及びSD委員会が分かれていた。委員会数を減らし効率的活動を行うため、平成29(2017)年度から3つの委員会を合同で開催している。毎月定例委員会を開催し、学内各部署及び各専門委員会との緊密な連携体制を構築し、全学的な自己点検・評価活動を組織的に実施している。

本学における自己点検・評価活動は、本学における教育水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、本学の教育研究活動等の全学的状況について点検及び評価を行うことを目的とした自己点検評価委員会規程(提出-規程集106-B-(11))に基づき、自己点検評価委員会が実施することが規定されている。具体的なプロセスとしては、同委員会から指示を受けて、各委員会、部署で点検を行い、改善に活かされることの報告や審議、提案が、学科会議兼教授会でなされている。学科会議兼教授会は、理事長、法人事務局長、学長、全専任教員、課長級以上の職員が出席している。会議の内容は議事録を作成し、LMSにアップロードされ、全教職員が常時閲覧できるようになっている。更に迅速な情報伝達のため、その翌日に開催される事務局月例会で全職員に報告や提案内容が伝えられている。これに基づき、直近では、その自己点検・評価の内容を令和5(2023)年度及び令和6((2024)年度の「自己点検・評価報告書」(備付1-19, 1-20)にまとめ、ウェブサイトで公開している(提出1-8)。

なお、FD・SD・自己点検評価委員会の一員として、佐野日本大学高等学校の同一敷地にある法人本部の事務局次長兼事務長を任命し、意見を聴取している。また高等学校関係者からの意見聴取として、「佐野日本大学短期大学の教育と活性化に関するアンケート調査」を令和8(2026)年2月中旬～2月27日に高等学校20校に依頼・実施した。アンケート調査の内容は、集計しやすさを考慮し設定した。回収率は、65%であった(備付1-22)。この結果は、各委員会委員長が持ち帰り、改善に活かしている(備付4-13 第8回, 3-12 第10回)。

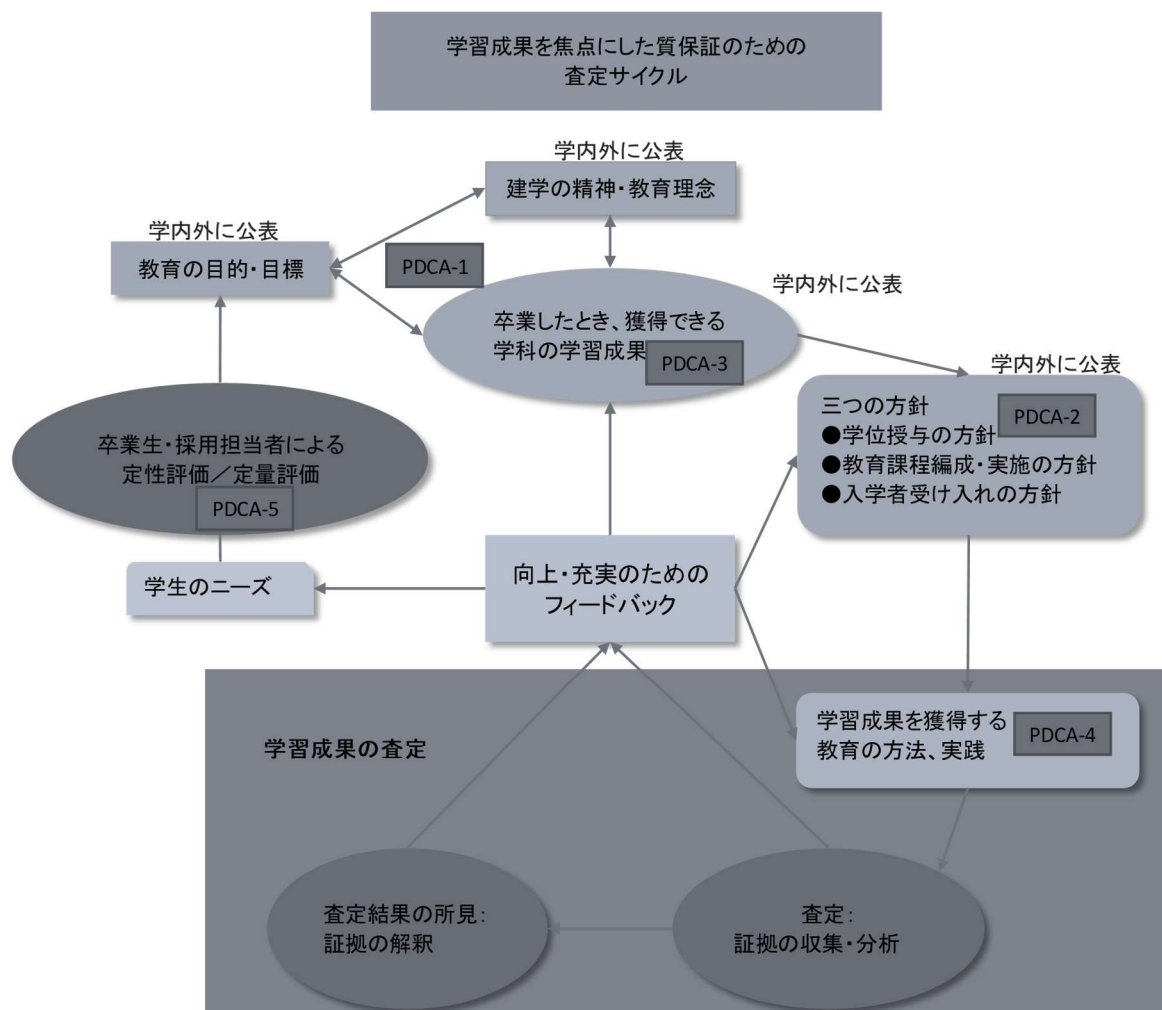
令和6(2024)年7月11日第4回学科会議兼教授会で「授業報告書作成及び提出についての実施要項(案)」を審議し可決した。従来の授業報告書は入力項目が多く、専任教員の速やかな作成・提出の妨げとなっていた。そこで、授業報告書の大幅改善を行い、内容を刷新することで全専任教員が授業報告書を作成しやすくなり、自分自身の授業内容や教授法の一層の改善を図ることができるようになった。更に教員間が相互評価を行うことで、教授法を共有し、学習成果を高めるとともに他科目の授業内容を知ること、教員同士の理解にもつながっている。(提出4-5-1 第4回)

【区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。】

＜区分 基準 I-D-2の現状＞

平成30(2018)年7月の学科会議兼教授会において、教育の質保証については、「図1. グローリア・ロジャースによる質保証のための査定法PDCA」の仕組みを採用することが承認された。そのPDCAサイクルに沿って、学習成果の査定結果に基づく改善活動を始めた。

図 1. グロリア・ロジャースによる質保証のための査定法と PDCA



査定サイクルの全体的な流れは、上図の建学の精神と教育の目的を起点として、時計回りに進む。特に重要なことは学習成果を査定し、それをフィードバックして五つの観点からPDCAを行うことである。学習成果の査定とは、「三つの方針」の下「学習成果を獲得する教育の方法、実践」（授業や学生支援等）を行い、学習成果の獲得状況について「査定：証拠の収集・分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」でデータを収集し分析し達成状況を解釈することである。向上・充実のためのフィードバックとは、学習成果の査定結果に基づいてPDCA-1～PDCA-5の活動を促すことである。教学マネジメントとは、それぞれのPDCA状況を一元管理することである。五つの観点からのPDCAのあり方は以下のとおりである。

PDCA-1:「建学の精神・教育理念」に基づき「教育の目的・目標」を定め、「教育の目的・目標」に基づき「卒業したとき、獲得できる学科の学習成果」を定め、その学習成果に基づいて「三つの方針」を定める。「学習成果の査定」で得られた結果に基づいて、「建学の精神・教育理念」「教育の目的・目標」「学科の学習成果」「三つの方針」の整合性を点検・評価する。

PDCA-2:「学習成果の査定」で得られた結果に基づいて、「三つの方針」を点検・評価する。

PDCA-3:「学習成果の査定」で得られた結果に基づいて、「卒業したとき、獲得できる学科の学習成果」を点検・評価する。

PDCA-4:「学習成果の査定」で得られた結果に基づいて、「学習成果を獲得する教育の方法、実践」(授業や学生支援等)を点検・評価する。

PDCA-5:「学習成果の査定」で得られた結果に基づいて、「学生のニーズ(社会が求める人材)」と卒業生の能力を比較し「教育の目的・目標」を点検・評価する。

本学は令和9(2027)年度から新しい設置基準に合わせた学則に変更するため、教育課程の編成に関する作業を、フィールド主任と学務課及び学務委員が協力しながら行っている。

前回(令和元(2019)年度)の自己点検では、多くの教員が紙上レベルのルーブリックを体験することができた。しかし、紙上レベルのため、ルーブリックの観点と評価値を教職員間で共有することが困難だという課題が残った。令和3(2021)年から導入したLMSにはルーブリック機能がある。FD・SD・自己点検評価委員が、令和7(2025)年後期からLMSのルーブリックの試験的運用を始め、委員会内でその活用方法について研修を行った(備付資料3-12 第8回)。またLMSのルーブリックに関する説明動画を作成した。

直接評価と間接評価の違いは、その評価方法が学習成果の直接的なエビデンスに基づくか、間接的なエビデンスに基づくかに拠っている。直接評価に該当する評価対象は、「試験」「レポート」「提出物」等である。間接評価に該当する評価対象は、「授業評価アンケート」「休学率」「退学率」「GPA」「単位取得状況」「資格取得状況」「卒業生アンケート」「進路状況」「就職先事業所に対する調査」「卒業時アンケート」等である(表4)。

表4 学習成果のアセスメント手法(直接評価・間接評価の分類)

直接評価	間接評価
「試験」 「提出物」 「レポート」等	「学生アンケート」 「休学率」「退学率」「GPA」「単位取得状況」 「資格取得状況」「卒業生アンケート」「進路状況」 「就職先事業所に対するアンケート」「卒業時アンケート」等

量的評価では、測定・評価の客観性が重視される。質的評価は、個々の学生の学習や指導の改善のための情報を得るのに適している。質的評価は必ず主観的要素を伴うため、測定・評価の信頼性をいかに確保できるかが問題となる。そこで用いられるのがルーブリックである。ルーブリックは、質を量に変換するツールでもあり、量的評価と質的評価を橋渡しする役割をもつ。

本学のシラバス(提出2-1, 2-5)は、「成績評価の方法と基準」に「学習成果1～4の配点」を正整数で示し、「学習成果1～4の合計」が100点になるように設定している。カリキュラム・マップの背後にあるのは「科目ごとの学習成果の総和が学習プログラム全体としての学習成果となる」ので、カリキュラム・マップの学習成果の欄を「◎」「○」から「学習成果1～4の配点」に変更することを次年度以降検討する(備付1-25)。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

これまで多くの教員がExcelを用いて行っていた採点業務を、今後はLMSのルーブリック評価機能を用いた小テストやレポートの採点へと移行することを推奨する。既にFD・SD・自己

点検評価委員による試行運用を通じてその有効性を確認した。

今後は入試・教務システムとの連携方法を周知することで、成績処理の厳格化と入力作業の効率化を推進する。更に科目ごとの評価表に「学習成果1～4の点数」を直接入力する形式へと改め、カリキュラム・マップの対応欄も「学習成果1～4の配点」に変更することで、学位授与方針に基づいた学習成果の可視化を図る。あわせて、客観的な直接評価の指標を確立し、多角的な教育効果の検証体制を整えていく方針の検討に入る所である。

＜テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

建学の精神の理解促進については、「キャリア教育Ⅰ」のシラバス改善と、講話、クラス指導を通じた「自主創造の精神」の定着、及びアンケート調査による成果検証を行った。

FD・SD・自己点検評価委員会が中心となり、三つの方針と学習成果の整合性を精査した。令和3(2021)年度より、学位授与方針(DP)に基づいた「学習成果1～4」とカリキュラム・マップとの連動を確認した。

令和2(2020)年度より学生へのGPA値のフィードバックを開始した。特に多欠席、成績不良学生は、毎月担任から学務委員会に報告している。多欠席者、成績不良者は本人へ指導及び保護者へ連絡をしている。後期の学力低下を予防する体制を整えた（備付4-10 第1回）。

学習時間の確保と自習促進について、自習を促すための課題設定や小テストの回数増を科目担当者ごとに実施した。これらの取り組みはLMSの活用とも連動している。

これを受け、FD・SD・自己点検評価委員会において、シラバスには、講義内容の理解を更に深めるための具体的な事前事後学習、課題設定などの記載を徹底した（提出2-1, 2-5）。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生の「建学の精神」に対する理解度を更に高めるため、正課・正課外の両面において、教育施策をより一層充実させることが必要である。そのため、以下の3点について改善を図る。

1. 客観的データに基づく三つの方針の改善と学習成果の可視化、学科の教育目的や「三つの方針」の質を向上させるため、「卒業生の進路先アンケート」、「卒業生アンケート」を毎年実施し、外部からの客観的な評価を反映させる体制を確立する。
2. ICT活用による成績処理の厳格化と多角的なアセスメント体制を構築する。具体的には積極的にLMSのルーブリック評価機能を活用することで、学習成果を可視化し、学位授与方針に基づいた客観的な評価へと繋げていく。合わせて、成績処理の効率化と厳格化と評価基準の厳格な運用を同時に実現する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料1-1 学園生活 令和7年度

提出資料1-4 令和7年度佐野日本大学短期大学アンケート

提出資料2-1 令和7年度シラバス一覧

提出資料 2-5 ウェブサイト大学概要-情報の公開 5.1 教育課程編成・実施の方針(イ) 令和 8 年度 シラバス

<https://sanotan.jp/information>

提出資料-規程集95-A-(1) 学則

備付資料1-24 カリキュラム・フローチャート

備付資料1-25 カリキュラム・マップ

備付資料1-27 平成7年度 授業報告書

備付資料1-28 教員相互評価報告書(前期)

備付資料2-21 令和7年度 授業評価アンケート票 (項目)

備付資料2-25 令和7年度キャリア教育Ⅰ・Ⅱ学習の成果調査報告

備付資料2-26 令和7年度キャリア演習Ⅰ・Ⅱ学習の成果調査報告

備付資料2-27 学習成果 (令和6年度入学生と7年度入学生との比較)

備付資料2-61 令和5年度進路状況一覧

備付資料2-62 令和6年度進路状況一覧

備付資料2-63 令和7年度進路状況一覧

備付資料4-9 令和7年度 学科会議教授会 議事録

備付資料4-10 令和7年度 学務委員会 議事録

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

単位授与、卒業認定、学位授与に関する要件は、入学前の事前履修指導及び入学後のオリエンテーション、半期ごとのフィールド別オリエンテーションなど、折に触れて学生に周知している(提出1-1)。

単位は、半期ごとに授与される。単位授与の要件として、学則第27条3において、1年次に履修する授業科目登録の上限は原則として40単位、但し介護福祉士養成課程は60単位、保育士養成課程は60単位、栄養士養成課程は50単位と定めているが、学則第1条の2、本学科の目的に沿ったキャリアデザインの実現を可能とするため、資格取得を目指す学生については上限を超える履修登録を認めている。また、学則28条において、出席時間数が授業時間数の3分

の2(介護実習は5分の4)に満たない場合は単位の認定は行わない、学則32条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて授業時間外に必要な学習を考慮しておおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位として単位数を計算するものとしている(提出-規程集95-A-(1) 27条3,1条の2 28条,32条)。

卒業要件として、学則33条において、卒業するためには2年以上在学し、62単位(必修及び選択必修から6単位を取得することを含む)以上修得しなければならないとしている(提出-規程集95-A-(1) 33条)。

学位授与の方針はその冒頭に、2年以上の在学と62単位以上修得とし、成績評価の基準と資格取得の要件については学則の該当箇所に明示している。

卒業認定・学位授与の方針はキャリア教育Ⅰ・Ⅱを必修科目とし、その他に教養教育、専門教育科目の単位取得を卒業認定の条件としている。学位授与の適切な運用を担保するため、2年生の担任に対し、成績発表前に学生の成績確認を求め、再試験結果後、フィールド主任に卒業認定にかかる、卒業単位未修得者及び一部資格要件科目の未修得者調査を行っている。更に卒業認定臨時学務委員会、同臨時教授会において個々の学生の成績状況を厳格に審議・判定している(備付4-10 第1回,4-9 第9回)。以上のように成績処理におけるデータの多重チェック体制を整備し、誤りのない正確な学位授与を組織的に実施している。

本学では、原則として年次ごとの進級判定による留年措置は設けていないが、これは学生一人一人の学習状況を早期に把握し、中途退学の防止と卒業に向けた継続的な支援を行うためである。具体的には、各学期末の成績発表時に修得単位数とGPAが一定基準に満たない学生を抽出し、クラス担任による個別面談、保護者への連絡を徹底している。また学期中も毎月学務委員会に多欠席者を報告して早期対応に努めている。この運用により、学生毎の学習上の課題を早期に明確化し、次年度の履修計画の修正や補習の実施など、卒業要件の充足に向けたきめ細やかな指導体制を構築している。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。】

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科の教育課程は、学位授与の方針を達成するために教育課程の編成の方針に基づいてキャリア教育をコアとし、専門教育、教養教育の同心円の構造で編成されている。

各フィールドが学科の学習成果1~4に基づくカリキュラム・マップ及びカリキュラム・フローチャート(備付1-24)を作成し各科目を学習成果に対応させているので、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

本学は、平成2年の開学以来、社会の変化やニーズの多様化に対応するため多領域に渡り教育課程を広げてきた。平成22(2010)年4月に、文部科学省が推奨していた地域総合科学科である「総合キャリア教育学科」(単一学科)に改編し、このなかに複数のフィールド(領域)を持つ教育課程を編成することとなった。各フィールドには科目を学習内容でまとめた「ユニット」を置き、目指す進路や資格、興味関心のある学びを選択しやすく構成している。

学生は、所属するフィールドにおいて、メインとなるユニットに加え、個々にサブユニットを選択し、時間割を組むこととなる。フィールドを超えて、サブユニットを選択すること

も可能である（一部除外あり）。

入学前の事前履修指導では、2年間の履修計画に当たり、フィールドとユニットの内容について次のとおり説明している。説明文後半に各フィールドに置かれたユニットを列挙する。

1. 【こどもフィールド】

「子どもを保育し、成長を見守っていくことはとても大変ですが尊いことです。保育所で保育士として、幼稚園で幼稚園教諭として、認定こども園で保育教諭として、乳幼児の成長、発達を援助することができる知識と技術を学びます。保育者は乳幼児の保育を専門とする一方で、保護者に対する支援や相談にも対応します。子どもの成長過程で様々な不安を抱える保護者にとって、保育者は一番の理解者であり相談相手です。温かい思いやりの心を、保育を学ぶことと一緒に培いましょう。

(1) 子どもの感性を豊かに伸ばす保育の表現技術能力

保育を実践していく上で身につけておきたい身体・音楽・造形・言語表現の理論と実践を学び、保育に活かせる表現技術を獲得できるようにします。

(2) 乳幼児・障害児に対する理解と援助技術能力

乳幼児に対する理解を深め、その援助法を学び、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援の仕方を学ぶことにより、生活の中で困難を感じている乳幼児への保育全般の技術を高めることができます。障害児保育の知識や技術は、全ての子どもに対しての保育と援助に繋がるため、保育者としての必要な学びと捉えて学習環境を整えています。

(3) 子どもと保護者と共に歩む地域の子育て家庭支援能力

「地域の教育・保育に奉仕する」という教育目標の下に、2年間の学びの集大成として「さの子育て応援広場」における舞台製作、「さのっ子フェスティバル」イベントを実施し、地域の子育て支援、乳幼児の健全な成長・発達をサポートしています。様々な活動に積極的に参加することは、社会性や思いやり、社会的責任感、ボランティア精神を培うことにつながり、子ども理解、保護者理解、コミュニケーション能力の向上も図ることができます。

(4) 実践的に、保育に関わる能力

「実習」はとても大きな学習の場です。自主的に力を発揮することができる実習となるために、学生それぞれが感じる不安を受け止め、話し合い、保育者という職種に向け必要な基本的態度を養成、学習意欲が持てるようにしています。

「保育士」「教員養成（幼稚園）」ユニットを同時に履修することで、卒業時に「保育士」「幼稚園教諭二種」の資格と免許が取得できます。」

こどもフィールドのユニット

①保育士

②教員養成（幼稚園）

2. 【栄養士フィールド】

「現代は、豊かな食生活に囲まれ、それを簡単に手に入れることもできますが、身のまわりには「食」に関する様々な情報も氾濫しています。従って、「食」のスペシャリストである「栄養士」が果たす役割も重要であり、資格が注目を集めています。栄養士フィールドでは、健康の保持増進、疾病の予防、傷病者の栄養療法等にあたるとともに、保健、医療、福祉、産

業、学校等の分野で、栄養・食品及び健康領域の専門家として活躍できる人材の育成を目的としています。

メインユニットである栄養士（国家資格）を取得するため、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・フローチャートに基づいて、講義と実験・実習を中心とした基礎科目と実践科目をバランスよく編成しています。卒業後には、福祉施設や医療機関、保育所（園）、幼稚園、学校での給食管理、スポーツの場や様々なライフシーンに応じた提案ができる栄養士を目指して授業を構成しています。そしてさらに多様なキャリアデザインを可能とするため、各種フードライセンス（フードスペシャリスト、フードコーディネーター（3級）、家庭料理技能検定（2・3級）、食生活アドバイザー（2・3級））の取得も可能としているカリキュラム編成としています。

さらに広い視野での栄養士の今後の可能性にも目を向け、卒業研究を通して「食育」「食開発」「観光と結び付けた学び（フードホスピタリティ）」にも重点を置いたカリキュラム編成となっています。「食育」分野においては、さのたん農園を活用し、食育クッキング、さつまいもを使った工作などを通して子どもの心を育む取り組みを実践します。「食開発」分野では商品開発や食品業界で活躍できる人材の育成を目的としています。「フードホスピタリティ」分野では観光ビジネス分野で活躍できる人材を育成します。」

栄養士フィールドのユニット	
①栄養士	⑤食育プロデュース
②フードライセンス	⑥食開発プロジェクト
③カフェ&スイーツ	⑦フードホスピタリティ
④スポーツ栄養	

3. 【医療事務フィールド】

「医療事務フィールドでは、専門分野の資格取得のための学習や病院実習を通し、医療事務員のスペシャリストとして活躍できる人材を育成します。医療事務の職務には、受付業務、会計業務、診療報酬請求業務、医師事務作業補助業務、地域連携業務、医療情報業務、診療情報管理業務などがあります。そのなかでも特に今、現場で求められている医師事務作業補助者を中心に、ICD コーディングの基礎、電子カルテ・DPC 算定にも対応できる ICT 環境の中で学習することができます。また、メディカル・フロント・コンシェルジュ、医療通訳・点字・手話等の学習は、海外からの患者や障害者の方々への対応を身に付けることができます。

インターンシップや職場見学にも積極的に参加し、これらを学習することにより、職場で求められる医療事務に必要な基礎知識、様々な患者や職員から何を求められているのかを感じる力、多くの事柄に関わる人を一つの目的に導く調整力、適正な判断をするための広い視野、変化を恐れずチャレンジできる意欲などを兼ね備えた総合的な人間力をもつ人材に成長することを目標としています。」

医療事務フィールドのユニット	
①大学病院・総合病院	④医療福祉
②地域医療機関	⑤セルフケア
③医療情報	

4. 【社会福祉士フィールド】

「社会福祉全般の幅広い知識と援助技術、人間理解のための学びを通して、専門性と豊かな人格形成を図り、社会福祉士（実務2年後受験資格）の国家資格取得を目指し、教育課程を編成しています。

社会福祉士は、日常生活が諸事情により困難な人々を対象にその居宅や社会福祉施設で専門的知識・技術をもって支援する職業です。そのため、子どもや高齢者・障害者など幅広い対象に対応する広範な知識と技術を授業で学びます。授業では、1年時から段階的に講義でソーシャルワークの理論、演習において、技術を体系的に積み上げていきます。個人や地域の課題の発見、解決力向上のため、ディスカッション、プレゼンテーション、ファシリテーション、グループワーク、ロールプレイ、フィールドワークなどのアクティブラーニングを多く取り入れます。さらに、教育課程の核となる実習では相談・助言・指導や援助などの対人サービスを現場で直接体験させる教育体制を敷いています。この実践的な経験を通じて、対人援助の基本であるコミュニケーション能力を総合的に養うとともに、社会福祉士に必要な知識・技術をより深く構造的に理解することを可能にしています。

本フィールドから日本大学文理学部社会福祉学科をはじめとする社会福祉系学部、大学への編入学が可能となっており、そのために短期大学において履修すべき科目をユニットとして編成しています。」

社会福祉士フィールドのユニット

- ①社会福祉士
- ②介護職員初任者研修
- ③日本大学文理学部社会福祉学科編入

5. 【介護福祉士フィールド】

「介護福祉士に必要な高い専門知識・技術はもちろん、人間の尊厳を重視する介護について学び、国家資格である介護福祉士の資格取得を目標に、社会に寄与できる豊かな人間性を備えた専門職の養成を目指した教育課程を編成しています。介護は生活全般に関わる仕事です。高齢者や障害者など、介護を必要とする人のさまざまな生活行為を支援しながら、利用者本人が望む、その人らしい生活を継続できるよう支援を行います。相手を思いやる豊かな感性と深い洞察による人間理解が欠かせません。そのため、カリキュラムは、高齢者や障害者の心身のメカニズム、医療的ケア、福祉制度や多職種連携に関わる広範な知識を段階的に学べるよう設計されています。学内では介護演習室において、実際の介護現場を想定したロールプレイを多く取り入れ、最適な根拠のある介護を実践する力を身に着けます。介護実習では、さまざまな介護現場において、利用者を理解するとともに、介護技術やコミュニケーション技術を用いて、利用者に応じた生活支援を実践します。また、自立支援やQOL（生活の質）の向上に向けた介護過程の展開も行います。そして卒業後は、介護福祉士として経験を積み、努力しだいで、ケアマネジャーやリーダー、施設長（管理職）へキャリアアップすることもできます。」

介護福祉士フィールドのユニット

- ①介護福祉士

②ガイドヘルパー

③福祉住環境コーディネーター

6. 【観光フィールド】

「観光は、“21 世紀最大の平和産業”と言われ、日本の経済を支える重要な産業として期待されています。日本は「観光立国」をめざし、観光庁、地方自治体、民間企業、教育機関が連携をし、様々な取り組みを行っています。観光は経済波及効果が大きく、急速に発展するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化や雇用機会の増大などが見込まれています。訪日外国人数も令和2年に4,000万人という目標を立てましたが、想定以上の伸び率を記録したため、新型コロナウイルス感染症の影響は大きいものの、令和12年には6000万人の誘致を目標とする政府目標は変更されていません。観光ビジネスは成長著しく、雇用需要が見込まれる日本のリーディング産業です。

観光フィールドでは、観光産業界で活躍できる、グローバルな視野を持ち、満足を上回る感動を与えられるようなホスピタリティマインドを持った人財を育成します。またフィールドワークとして地域と連携しながら、自分の街を誇れるまちづくりや、地域活性化についても幅広く学ぶ機会をつくります。

旅行業（旅行会社）、交通運輸業（航空会社・鉄道会社・他旅客業）、宿泊業（ホテル・旅館）、旅行関連産業（アミューズメント施設・テーマパーク・土産店等）、飲食業などサービス業全般、そしてブライダル産業多様なキャリアデザインを可能とし、国際的にも活躍できる知識やスキルも身につけることができます。」

観光フィールドのユニット

①観光ビジネス

④グローバルツーリズム

②ホテル・ブライダル

⑤日本大学国際関係学部3年次編入

③旅行実務

7. 【英語フィールド】

「英語は今やアメリカやイギリスといった英語圏の言葉と限定されず、国際共通語として、世界各地でコミュニケーションツールとして利用されています。世界中の人々が、外国人の顧客とビジネスを行うため、観光や留学で海外に行くため、あるいは似たような関心を持っている人々とソーシャルメディアサイトで交流するために、英語を使っています。

英語フィールドの目的は、学生がこのグローバル社会で英語を活用できるようにすることです。効果的に英語力を育成するため、語学教育の経験豊かなネイティブ・スピーカーによる生きた英会話の授業を設けています。国内にしながら、留学しているような環境を実現しています。実際に、TOEICではリスニングの点数のほうが高いという傾向があり、恵まれた学習環境と学習成果を証明しています。また、TOEIC、英検といった資格取得や検定合格を目指した授業も設置しています。このほかに、重要な情報収集源であるメディアを通して、学生が外国の社会や文化に対して理解を深めることができるよう、カリキュラムに工夫がされています。

英語フィールドの学生は、英語の活用能力を効果的に高めていくために、メインユニットとして「Global English ユニット」を履修します。Global English ユニットは、米国オレ

ゴン州にあるワーナーパシフィック大学附属語学学校 PIA (Pacific International Academy) で開発された、留学生が大学に進学するための英語習得プログラムです。

このプログラムは Listening&Speaking、Reading、Writing、Grammar、Tutorial (Vocabulary and Task-based project) の 5 つの科目で構成されています。全ての科目は、学習者の習熟度に合わせて 5 つのレベルが設定されていますのでひとりひとりの学生が、全ての科目で、自分の実力に合った授業を受け、英語力を高めていくことができます。その上で、各自の志望する進路に応じ興味のあるユニット(子ども英語、English for Study や観光フィールドの観光ビジネスユニットのような他フィールドのユニット)を選択し、さらに進んだ専門知識を習得することができる点が魅力です。」

英語フィールドのユニット	
①Global English	③子ども英語
②English for Study	④英会話

8. 【ビジネスフィールド】

「ビジネスコースでは、教育課程編成・実施の方針に従い、現代の多様化するビジネス社会に柔軟に対応できる人材の育成を目指し、幅広く専門性の高いカリキュラムを用意しています。具体的には、ビジネスの「基礎」からスタートし、段階的に「応用」へとステップアップしていく体系的な仕組みになっているため、初めてビジネスを学ぶ方も安心して専門性を深めていくことができます。さらに、本コース独自の魅力的な学びとして、トレンドや流通の仕組みをひも解く「ファッションビジネス」や、将来の暮らしや仕事に直結するお金の知識を身につける「ファイナンシャルプランナー (FP)」など、実務に直結する多彩な専門科目を網羅しています。

多様なキャリアパスに対応するため、就職支援のみならず、四年制大学への編入を目的とした発展的な科目群も系統的に組み込んでおり、学生個々の将来設計に合致した最適な学習環境を提供しています。

この教育課程を通じて確かな実践力を培ってきました。その成果は卒業後の進路実績にも表れており、公務員や金融業界をはじめ、多種多様な業種における一般事務職など、幅広い分野で高い就職率と進路決定率を達成しています。」

ビジネスフィールドのユニット	
①ビジネス基礎	④FP (ファイナンシャルプランナー)
②ビジネス応用 1 (事務・営業)	⑤ファッション
③ビジネス応用 2 (起業・経営)	⑥日本大学 3 年次編入 (生産工学部・経済学部)

9. 【健康スポーツフィールド】

「健康・運動・栄養など健康・スポーツ分野の専門的な科目を学び、多くの資格取得を目指します。健康づくり・スポーツの指導者育成など、総合キャリア教育学科ならではの多彩な学びに最も適したフィールドです。

健康維持・増進への要請に対応するため、健康・運動・栄養が融合した専門的知識および指導技術を体系的に修得できる教育課程を編成しています。具体的なカリキュラム構造とし

では、スポーツインストラクターユニットを必須とし、スポーツジム、フィットネスクラブ等で安全で効果的に指導できる力を身に着けることができます。単なる理論の修得にとどまらず、ストレッチをはじめとする具体的な運動指導技法を修得します。さらに子どもから高齢者、障がい者など多様な方に対応したユニットを選択することで、対象者の身体特性やニーズに応じた個別最適なトレーニング提案ができることを目指します。また、身体の構造や機能に直結する「栄養学」に関する科目を配置しており、運動面（外的なアプローチ）と食事面（内的なアプローチ）の両面から人間の健康を多角的に支える専門性を構築します。

スポーツを「する人」「みる人」「支える人」のすべてを包括的にサポートする担い手の育成を目標としています。1年次後期から「インターンシップ」科目を配置し、実践的な就職活動対策を展開しています。実施にあたっては、スポーツ分野に関する高度な知見を持つ専門の担任教員を配置し、個々の学修状況および進路志向に応じたきめ細かな個別指導・相談体制を敷くことで、方針に掲げる「高い専門性と実務対応力を備えた人材」の確実な養成と、高い進路決定率の維持を両立させています。」

健康スポーツフィールドのユニット	
①スポーツインストラクター	⑤メディカルスポーツ
②幼児体育指導員	⑥レクリエーション・インストラクター
③スポーツ栄養（栄養士フィールド）	⑦キャンプインストラクター
④パラスポーツ指導者	

10. 【AI・データサイエンスフィールド】

「本フィールドでは、今後到来する「超スマート社会（Society 5.0）」において不可欠とされるAI（人工知能）およびデータサイエンスの基盤的・専門的素養を備え、ITエンジニアとして社会に貢献できる人材の育成を目的とした教育課程を編成しています。

具体的なカリキュラム構造としては、コンピュータの仕組み、プログラミング、情報ネットワーク、情報倫理、情報セキュリティなど、コンピュータサイエンスの広範な基礎知識を段階的に配置しています。これを土台とし、AIの本質や開発の歴史、ビジネスシーンにおける具体的な利活用に関する幅広い基礎知識を修得します。さらに、機械学習やディープラーニングといった高度なAI技術・スキルを確実に身に付けるため、その学問的基盤となる統計学やデータ分析などのデータサイエンス領域を、初学者であっても無理なく網羅できるよう基礎から体系的に展開しています。これにより、データサイエンスに対する正しい認識と客観的な分析視座を養い、実務における業務効率化や意思決定に直接的に役立てる能力を構築します。

実施上の特色としては、国家試験である「ITパスポート試験」の出題範囲に完全対応したITユニットを配置し、在学中の資格取得を強力に支援しています。授業内では、情報ネットワーク構築や運用において頻発する具体的なトラブル事例を教材として取り上げ、その原因究析と具体的な解決策を主体的に考案・検証させる課題解決型教育も展開しています。これらの有機的な教育アプローチにより、机上の理論にとどまらない、現代のIT社会において即戦力となる実践的な知識および技術の確実な修得を担保しています。」

佐野日本大学短期大学

AI・データサイエンスフィールドのユニット
①IT
②AI・データサイエンス

上記フィールドにおいて、配置しているユニットの学習内容及び取得目標資格は以下のとおりである(表5)

表5 フィールドとユニットの一覧(学習内容と目標資格を含む)

フィールド	ユニット	学習内容または取得目標資格名称	単位認定	試験
こども	保育士	保育士	○	
	教員養成(幼稚園)	幼稚園教諭二種免許	○	
栄養士	栄養士	栄養士	○	
	フードライセンス	フードスペシャリスト	○	○
		フードコーディネーター(3級)	○	
		家庭料理技能検定(2級・3級)		○
		食生活アドバイザー検定(2級・3級)		○
	カフェ&スイーツ	カフェおよびパンや洋菓子作りの理論と技術を基礎から学びます。		
	スポーツ栄養	対象者に対して初歩的な指導ができるよう、基礎となるスポーツと栄養学の知識を身につけます。		
	食育プロデュース	子どもたちに食育を行うための知識や手法、実践力を身につけます。		
	食開発プロジェクト	食の商品開発や企画を行うためのフードマネジメントに関する知識を学びます。		
	フードホスピタリティ	食のマナーや演習も取り入れ、食と観光を結び付けた「おもてなし」の心を学びます。		
社会福祉士	社会福祉士	社会福祉士受験資格	○	
		社会福祉主事任用資格	○	
	日本大学文理学部 社会福祉学科編入	四年制大学編入に必要な単位取得を目指します。		
		社会福祉士受験資格	○	
	介護職員初任者研修	介護職員初任者研修修了証	○	○
介護福祉士	介護福祉士	介護福祉士(国家試験受験資格)	○	
		社会福祉主事任用資格	○	
	ガイドヘルパー	全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了証明書	○	
		行動援護従業者養成研修課程修了証明書	○	

佐野日本大学短期大学

		同行援護従業者養成研修一般課程修了証明書	○	
	福祉住環境コーディネーター	福祉住環境コーディネーター（2級・3級）		○
医療事務	地域医療機関	医療事務技能審査試験（メディカルクラーク）		○
		医療秘書技能検定試験（2級・3級）		○
		学内調剤薬局事務認定試験		○
	大学病院・総合病院	医師事務作業補助技能認定試験（ドクターズクラーク）		○
		I C D コーディング技能認定試験（2級・3級）		○
		電子カルテ実技検定		○
		学内 DPC 認定試験		○
		学内初級医療通訳認定試験		○
	医療情報	医療情報技師基礎		○
		M O S （E x c e l）		○
	医療福祉	メディカル・フロント・コンシェルジュ技能認定		○
		ケアクラーク技能認定試験		○
	セルフケア	メンタルヘルスマネジメント検定（Ⅱ種・Ⅲ種）		○
		スポーツ医学検定（2級・3級）		○
		アートセラピー（創造力を養うことのできる空間アートを学びます）		
		音楽セラピー（音楽の持つ癒しの力を学びます）		
英語	Global English	TOEIC		○
		実用英語技能検定		○
	English for Study	TOEIC		○
		実用英語技能検定		○
	子ども英語	小学校英語準認定指導者資格	○	
	英会話	日常英会話とリスニング、接客英語（英語フィールド以外の学生対象）		
観光	観光ビジネス	観光実務士	○	
	ホテル・ブライダル	ホテル業及びブライダル業に必要な専門知識を、実地研修を通して理解を深めます。		
		日本の宿おもてなし検定試験		○
	旅行実務	国内旅行業務取扱管理者		○
		日本・世界旅行地理検定（初級・中級）		○
	グローバルツーリズム	訪日外国人の増加などに伴い変化する観光業を広い視野で学びます。		

佐野日本大学短期大学

		世界遺産検定試験（3級）		○
	日本大学3年次編入	日本大学国際関係学部3年次編入を目指します。		
ビジネス	ビジネス基礎	基礎的・汎用的スキルを身につけます。		
	ビジネス応用1・2	「会社の起業」をモデルとして、起業に必要な理念や手続きを実践的に学びます。		
	FP（ファイナンシャルプランナー）	2級、3級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)		○
		第二種外務員資格		○
	日本大学3年次編入	日本大学経済学部/日本大学国際関係学部/日本大学生産工学部3年次編入を目指します。		
	ファッション	色彩検定		○
		ファッションビジネス能力検定		○
健康スポーツ	スポーツインストラクター	健康運動実践指導者		○
	パラスポーツ指導員	初級パラスポーツ指導員	○	
	幼児体育指導者	(2級) 幼児体育指導者		○
	レクリエーション・インストラクター	レクリエーション・インストラクター	○	
	キャンプインストラクター	キャンプインストラクター		○
	メディカルスポーツ	スポーツ医学検定		○
		医療事務技能審査試験（メディカルクラーク）		○
AI・データサイエンス	IT	ITパスポート試験		○
	AI・データサイエンス	AI・データサイエンスの基本とプログラミングを学びます。		

※単位認定欄

○印：本学で設置している科目を修得することにより取得できる資格（または取得できる受験資格）

※試験欄

○印：国またはそれぞれの団体から課される資格試験を受験し、合格することによって得られる資格

佐野日本大学短期大学

各フィールドの令和7(2025)、令和8(2026)年度の在籍数、クラス編成は以下のとおりとなっており、カリキュラム・ポリシーが求める一人一人に寄り添ったきめ細かな授業を展開する上で、適正な規模を維持している(表6)。

表6 令和6～8年度フィールド別学生数 ※()は内数、各年次の下に複数クラスを記載

令和8年 5月1日付	1年生			2年生				合計			
	在籍数	留学生	訓練生	在籍数	留学生	訓練生	留年生	在籍数	留学生	訓練生	留年生
こども	65		(1)	70		(4)	(1)	135		(5)	(1)
栄養士	44	(1)	(3)	31		(6)		75	(1)	(9)	
医療事務	41			28				69			
社会福祉士	9			15				24			
介護福祉士	4			4				8			
観光	13			10	(1)			23	(1)		
英語	8			9				17			
ビジネス	14			24	(2)			38	(2)		
健康スポーツ	17			15				32			
AI・データサイエンス	9			7				16			
合計	224	(1)	(4)	213	(3)	(10)	(1)	437	(4)	(14)	(1)

※複数クラス: こども1年2クラス、こども2年2クラス、栄養士1年2クラス

令和7年 5月1日付	1年生			2年生				合計			
	在籍数	留学生	訓練生	在籍数	留学生	訓練生	留年生	在籍数	留学生	訓練生	留年生
こども	72		(4)	74		(1)		146		(5)	
栄養士	35		(6)	41		(5)		76		(11)	
医療事務	31			42				73			
社会福祉士	14			8				22			
介護福祉士	5	(1)		10	(3)	(1)		15	(4)	(1)	
観光	11	(1)		10				21	(1)		
英語	11			13				24			
ビジネス	21	(2)		27	(2)		(1)	48	(4)		(1)
健康スポーツ	15	(1)		15				30	(1)		
AI・データサイエンス	8			5				13			
合計	223	(5)	(10)	245	(5)	(7)	(1)	468	(10)	(17)	(1)

※複数クラス: こども1年2クラス、こども2年クラス3、栄養士2年2クラス

令和6年 5月1日付	1年生			2年生				合計			
	在籍数	留学生	訓練生	在籍数	留学生	訓練生	留年生	在籍数	留学生	訓練生	留年生
こども	76		(1)	75		(3)		151		(4)	
栄養士	45		(5)	61		(4)		106		(9)	
医療事務	55			35				90			
社会福祉士	9			10			(1)	19			(1)
介護福祉士	10	(3)	(1)	4				14	(3)	(1)	
観光	12			10				22			
英語	12			17			(1)	29			(1)
ビジネス	15	(2)		21			(1)	36	(2)		(1)
健康スポーツ	15			13				28			
AI・データサイエンス	6			7				13			
合計	255	(5)	(7)	253		(7)	(3)	508	(5)	(14)	(3)

※複数クラス：こども1年3クラス、こども2年3クラス、栄養士1年2クラス、栄養士2年2クラス、医療事務1年2クラス

全授業科目についてシラバスを作成し、ウェブサイトにて学内外に公開している（提出2-1, 2-5）。シラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業のスケジュールと内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等が明記されている。

本学では、教育の質向上に向けた組織的な取り組みとして、5か年計画に基づき全開講科目を対象とした「授業評価アンケート」を定期的の実施している（備付2-21）。アンケート実施後、各科目担当者は結果を分析した「授業報告書」を作成し、個々の授業における具体的な改善策を講じている（備付1-27）。更に、これらの改善策を個人の取り組みに留めず、担当者間や相互に報告・共有する機会を設けている（備付1-28）。これにより、教員間での緊密な意思疎通と教育手法、手法の調整が図られ、全体としての教育水準を一定に保てるよう平準化及び組織的な授業改善（FD活動）を推進する体制を構築している。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう、学則別表において、教養教育は教養・実践科目、専門教育は専門科目と明示している。教養・実践科目はスキル科目（語学、コンピュータ）、教養科目（人文科学、社会科学、自然科学）、健康スポーツ科目、社会実践科目、特設基礎科目から成り、専門科目と教養科目を効果的に統合・融合して社会的・職業的自立に向けて必要な基礎学力と社会で求められている社会人基礎力を身につけられるよう科目を設置している。

本学のカリキュラムは専門分野に応じたフィールド(学習の領域)とユニット(科目群)で構成されており、各ユニットには資格や進路に必要な専門科目のみならず、ユニットの目的を達成するために必要な教養・実践科目も配置されている(提出1-1キャリアデザイン(進路設計)のための資料p. 6, p. 39)。

教養教育科目の効果測定にあつては、学生による授業評価アンケートの結果に加え、各科目の単位修得率や成績分布を各教員が分析している。学習目標の達成状況を客観的に評価し「授業報告書」の提出及び、個々に次年度、重点的に実施する部分を抽出し、授業案・方法を再構築するといった授業改善に取り組んでいる。

また佐野日本大学短期大学アンケートにおいて、入学後、一般教養的な能力や知識は81%の学生が向上したと回答している(提出1-4 設問76)。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学では、全学共通の必修科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」を核とし、選択科目及び各フィールドの専門科目(実習・インターンシップ等)を体系的に配置した職業教育体制を構築している。

「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の実施にあたっては、キャリア教育委員会が中心となり、全学的な視点から授業編成を各フィールドの職業教育に向け調整している。特に「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」では、講義等を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力、労働法、ボランティア活動、租税といった社会人基礎力の育成を組織的に推進している。職業教育の効果測定については、インターンシップ先や実習先からのフィードバック、及び卒業生の就職実績や進路満足度を多角的に分析し、教育効果の検証を行っている。学期末に実施する「学習成果調査アンケート」を通じて、学生の資質・能力(将来設計能力等)の伸長度を定量的に把握している(備付2-25, 26, 27)。これらの分析結果はキャリア教育委員会を通じて全教員にフィードバックされ、次年度のシラバス改訂や指導法の改善に反映させるPDCAサイクルを継続的に運用している。

就職希望者の就職率は、97.6%(令和6(2024)年3月卒)、98.6%(令和7(2025)年3月卒)、100%(令和8(2026)年3月卒)であった(備付2-61, 2-62, 2-63)。就職先事業所からの評価もコミュニケーション能力や意欲などの面において、高い評価を得ている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

各フィールドでカリキュラムを毎年見直している中で、科目数が今年度405科目であった。国家資格養成課程(社会福祉士受験資格含む)と編入用科目を除き、履修者数の推移などのデータから科目数を整理する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学における教育課程は、実践的な職業教育を基盤としつつ、学生の多様なキャリアパスを支援するため、所属フィールド(領域)を横断した科目履修や編入学指導にも注力している。

学生が自身の興味関心に基づき、所属フィールドの専門科目以外に領域をまたいで学習す

ることで、個々に独自の専門分野や強みを構築できる体系となっており、幅広い資格取得にもつながっている。

編入学については、各専門領域において、編入学を通じた教員免許の取得や、より高度な国家資格への挑戦を推奨しており、これが学生の職業選択の幅を広げる重要な一助となっている。特に、編入学先として通学制のみならず通信制課程も選択肢に含めることで、学習形態の柔軟性を確保している。

経済的背景から通学や下宿費用の抑制を優先し、戦略的に本学からの編入学を選択する学生も少なくない。こうした学生が円滑に次の教育ステージへと移行できるよう、将来のキャリア設計を見据えた実効性の高い職業教育を組織的に実施している。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果】

<根拠資料>

提出資料1-4 令和7年度 佐野日本大学短期大学アンケート
提出資料2-7 ウェブサイト大学概要-情報の公開12. 7. 資格・免許取得実績
<https://sanotan.jp/information>
提出資料2-8 ウェブサイト大学案内-情報の公開4. 4. 進学及び就職等の状況に関すること
<https://sanotan.jp/information>
提出資料-規程集148-B-(53) 佐野日本大学短期大学 学生各賞受賞者推薦・選考基準
備付資料1-26 Minute Paper (ミニッツ ペーパー)
備付資料1-27 平成7年度 授業報告書
備付資料1-29 卒業生における資格取得実績
備付資料2-21 令和7年度 授業評価アンケート票 (項目)
備付資料2-29 令和6年度・令和7年度入学生 GPA・取得単位数に関するデータ
備付資料2-30 GPAの分布と推移 (2024年3月)
備付資料2-31 GPAの分布と推移 (2025年3月・2026年3月)
備付資料2-32 GPA度数分布 (2024年3月)
備付資料2-33 GPA度数分布 (2025年3月・2026年3月)
備付資料2-34 令和7年度 佐野日本大学短期大学卒業生 就職先事業所に対する調査結果
備付資料2-63 令和7年度進路状況一覧
備付資料3-12 令和7年度 FD・SD・自己点検評価委員会 議事録
備付資料4-9 令和7年度 学科会議教授会 議事録
備付資料4-10 令和7年度 学務委員会 議事録

【区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。】

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学の学習成果は4つある。

1. 社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を身につけ、自らのキャリア発達に活用

することができる。

2. 幅広い教養と専門性を基に「学ぶこと・働くこと・生きること」について考え、社会人、職業人としての基本的態度を修得することができる。
3. 修得した専門的知識や技能を活用して、社会的課題の解決に貢献し、社会の発展に向けて積極的に貢献することができる。
4. グローバルな視点に立って物事を考え、他者と協調することができる。

卒業時のGPA(備付2-29, 2-30, 2-31, 2-32, 2-33)の中で、GPAが3.1～4.0以下の割合を見ると、51.4%(令和6(2024)年3月卒)、42.8%(令和7(2025)年3月卒)、55.8%(令和8(2026)年3月卒)であり、前回認証評価受審年度である平成31(2019)年3月卒の割合28.7%と比較して高い値となっている。高水準で就職率を維持している点と、高水準で卒業時のGPAを維持している点から、学生が学習成果に基づいて一定期間で成長していると言える。

本学のシラバスでは、学科の学習成果L01・L02・L03・L04から2つ以上選択し、対応する授業科目の学習成果を設定することが必須である。シラバスの「成績評価の方法と基準」で、①評価の領域をレポート・発表・小テスト・試験・その他から選択し、②それぞれの評価の領域で満点になる条件を評価基準に示し、③学習成果の割合はそれぞれの学習成果の点数の配分を示しているので、各授業科目の学習成果は測定可能である。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、各授業科目の学習成果は、基準Ⅰ-B-3で記述したとおり、学位授与の方針に対応し、各フィールドにおいてカリキュラムマップに可視化されている。教員はシラバスに示した学習成果に対応した成績評価基準に従って学習成果の獲得状況を評価している。

おおよそ8回目の授業中にMinute Paper(備付1-26)を実施、おおよそ14回目の授業終了時に授業評価アンケート(備付2-21)を全学生が実施し、それらの結果を科目担当の教員が分析して次期の授業改善へと繋げている。更に全教員に自身の授業を振り返る授業報告書(備付1-27)の提出を義務付けており、授業改善に向けて点検体制を構築している(備付3-12 第11回)。

教員による成績評価が適正に行われているかを確認するため、試験期間前に学務課が試験の実施の有無や代替となる評価方法について調査を実施している。試験方法を確認するとともにシラバス記載の成績評価方法と異なる評価が行われていないか事前確認を行っている。加えて、成績発表日には、成績評価に関する「質問コーナー」を設け、学生からの採点や採点内容に関する質問、相談を受け付け、成績評価における客観性と透明性の確保に努めている。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学位授与方針に基づく学習成果の獲得状況を多角的に検証するため、量的デー

タ及び質的データを体系的に収集・分析する仕組みを構築している。

量的データによるアセスメントとしては、主にGPAを学習成果の測定指標として活用している。就職率と卒業時のGPAが共に高水準の値であれば、学生が学習成果に基づいて一定期間で成長していると言える。直近の分析においては、卒業時のGPA（備付2-30）と就職率100%（令和8年5月1日現在）（備付2-63）とともに高水準を維持しており、学生が本学の教育課程を通じて一定期間内に確実な成長を遂げていることが実証されている。

更に、定量的な経年変化を把握するため、資格取得実績、学期取得単位数、年度取得単位数、通算修得単位数、及びGPAデータを毎年集計・分析し、フィールドごと、ユニットごとの教育効果の客観的な測定に活用している（備付1-29, 2-29）。

一方、質的データ（学生の主観的評価）によるアセスメントとして、毎年「佐野日本大学短期大学アンケート」を実施している。令和7(2025)年度においては、自己評価に繋がる設問36～40、45～48、51～57、76～97について、令和5(2023)年入学生が1年生時の「大きく増えた」「増えた」の割合と2年生時の割合を比較すると、卒業時の自己評価が5ポイント以上増加している項目が多数あった(提出1-4)。

令和7(2025)年度佐野日本大学短期大学就職先事業所に対する調査結果(備付2-34)を通じて言えることは、卒業生が身につけたコミュニケーション能力、協調性、責任感、基本的職業能力等について高い評価を得ており、本学の教育課程における学習成果が、社会的・職業的場面において有効に発揮されていることが実証されている。一方で「課題発見力」「問題解決力」「向上心」等に関して一部課題も明らかとなっている。

更には、実習やインターンシップにおける学習成果の獲得状況について、実習指導者や担当者からヒアリングを行っている。具体的な例の1つとして、医療事務フィールドでは、人事担当者や現場の責任者から本学学生の実習の達成度や必要なニーズを直接聴取し教育・指導改善に活かしている。直近では、ドクターズクラーク（医師事務作業補助者）については、医師の働き方改革により単なる医師の事務代行から医療ICT業務へとシフトしていることを踏まえ、令和5(2023)年度より「プレゼンテーション」「データマネージャー基礎」等、実務への足掛かりとなる科目をカリキュラムに加えた。これらを履修した卒業生が大学病院を中心とした医療機関の質の向上に貢献し、この実績をもとに求人が増え、この職に就く卒業生が増加している。英語フィールドでは、近年の卒業生のホテルやアパレル、外国人研修生のいる就職先での英語の使用状況を卒業生や上司から伺った結果を踏まえ、英会話ユニットの科目再編を実施した。「基礎英会話」を廃止し、卒業生が就職先で活用できる英語力の習得を目指し「ビジネス英語」を新設した（備付4-9, 4-10）。

このように測定結果を単なる評価にとどめることなく、教育課程の改善や指導体制の再構築に委員会から全教職員へフィードバックし、学習成果の獲得状況を体系的に測定・分析し、継続的な教育の質向上につなげるプロセスを確立している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、基準Ⅱ-B-3で記述したとおり、学習成果の獲得状況を可視化している。学内外で学生及び教職員の中で情報を共有し、その公表に努めることで、教育の質の保証と向上を

図っている。具体的には、学習成果の客観的な根拠となる各種資格取得、就職率、主な就職先実績などを、ウェブサイトで公開している(提出2-7, 2-8)。これらの公表される実績は、入学希望者の入学動機に関わる重要な指針であると認識している。そのため、可能な限り領域を跨いで多様な資格取得が可能となるよう時間割構成を行うなど教育の質の保証に努めている。

また学内においては、成績通知表に学期ごとのGPAと在学中の累積GPAを明示している。成績通知表の配布にあたっては、郵送や一斉配布ではなく、担任より一人ずつ手渡し、具体的な講評や次期学期に向けたアドバイスを行うことで、学生の学期ごとの内省を高めている。更に卒業時のGPAが高かった学生には、卒業式において、優等賞の表彰が行われる(提出-規程集148-B-(53))。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

学習成果の可視化をより高度化するためには、全科目の直接評価データを統合し、学生一人一人の獲得成果を個別にフィードバックする仕組みが大きな役割を果たす。しかし、現状ではこれらを集約・提示するためのアセスメントプラン、アセスメントポリシーなど専用ツールが存在せず、運用の構築が急務となっており、このうち、アセスメントポリシーについては令和8(2026)年度中の策定を目指し、検討に入っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜】

＜根拠資料＞

提出資料1-2 大学案内 2025年度

提出資料1-3 学生募集要項 令和7(2025)年度

提出資料1-7 高大連携プログラム出前授業

提出資料1-13 ウェブサイト大学概要-情報の公開4.1.学科の入学者受け入れの方針

<https://sanotan.jp/information>

提出資料2-6 ウェブサイト受験生の方-入試案内

<https://sanotan.jp/exam-guidance>

提出資料-規程集102-B-(7) 入試広報委員会規程

備付資料1-10 令和7年度 高大連携校一覧

備付資料2-66 佐野清澄高校特別オープンキャンパス要項

備付資料2-67 佐野南中特別オープンキャンパス要項

備付資料4-13 令和7年度 入試広報委員会議事録

〔区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。〕

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

本学は、本学の教育理念や学科の目的に共感し、社会の課題に積極的に取り組む姿勢を持ち、教職員と協力して学びの共同体を築く意欲ある人を育成することを目的にしている。

このような目的に合致する学生を受け入れるため、入学者受け入れの方針を定め、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項に明示している(提出1-2 p. 59, 1-3 p. 1, 1-13)。

各種入学者選抜方法は、入学者受け入れの方針に示された学力や態度等に基づき、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を多面的・総合的に評価するように工夫されている(提出1-3)。入学者選抜については、学校推薦型選抜・総合型選抜・自己推薦型選抜・一般選抜・社会人特別選抜・留学生選抜の6つの方法を設け、特に3養成課程においては、社会人特別選抜のほかに、公共職業安定所長期高度人材育成コースにかかる訓練生の受け入れも行っている。それぞれの選考基準については、教員対象入試説明会、学生募集要項、オープンキャンパスと入試説明会等において高校の教員と受験生・保護者に明示され、幅広い人材が入学できるように配慮されている。

入学者選抜の実施にあたっては、「入学者選抜規程」の学内諸規程を整備し、年度初めに入試広報委員会において内容の確認を行っている(備付4-13 第1回)。各種選抜合否プロセスにおいては、入試広報委員会で作成した原案を入試判定教授会で審議し、最終的には学長が判定を行うという、学長を中心とした責任体制を明確にしている。

入学者選抜に関する事務は「入試広報室」が行い、オープンキャンパス等を通じて大学の教育理念を社会へ発信する高大接続の窓口及び希望者との対話を通じて入学後のミスマッチを抑制するなどの役割を担っている。以上のように、本学の受け入れ方針に基づいた公正な選抜・選考を組織的に実施している。

また運営組織として、入試広報室及び入試広報委員会を設置し、募集から選抜に至る実務を組織的に担っている(提出-規程集102-B-(7))。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

入学者選抜に関する情報の公開にあたっては、学生募集要項及び大学案内、ならびに「学園生活」において、必要な情報を網羅的かつ正確に明示している(提出1-2 p. 58, 1-3 p. 2, 2-6)。

具体的には、学生募集要項の冒頭に、本学の教育理念、教育の目的、入学者受け入れの方針を掲げるとともに、各種選抜区分ごとの募集人員、授業料、その他入学に必要な経費について明示し、受験生・保護者が事前に確認できるよう詳細に記載している(提出1-3 p. 16)。オープンキャンパスや入試説明会では、「授業料・奨学金コーナー」を設け、対面で個別に対応できるように配慮している。

また、受験生や保護者、高等学校等からの問い合わせに対しては、入試広報室が窓口とな

り、電話、メール、個別相談会で対応している。フィールドの教育内容や進路先などより具体的な情報提供のためにオープンキャンパスでは、教員も個別相談を担当し、迅速かつ適切な対応を行う体制を構築している。他に令和7(2025)年度は、高校ガイダンス52回、会場ガイダンス14回に参加し、募集要項等の資料を直接配付するだけでなく、個別に各選抜方式の特長や準備すべき点について丁寧に解説している。

これにより、本学の教育内容や入試制度に関する十分な理解を促し、志願者の不安解消と円滑な出願の支援に努めている。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

少子化に伴い短期大学進学希望者が激減している中での定員確保の対策として、近隣の佐野市立南中学校や佐野清澄高校との特別オープンキャンパスは、早期の段階から高等教育への関心を高める独自の取り組みとして成果を上げているが、今後はこれらの連携活動を単なる体験イベントに留めず、実際の志願者数増加へと繋げるための具体的な追跡調査やフォローアップ体制を構築することが課題である。また、地域の教育機関からの要請に応じるだけでなく、本学から積極的に連携の枠組みを広げ、安定的な入学者確保に向けた広報戦略を強化する必要がある。受験生のニーズを踏まえ、ウェブサイトやSNSなどのデジタル技術を駆使して利便性の高い情報提供体制を更に強化することが必要であると考えます。

更に、年々様々な面で多様化している学生が増えてきており、「面倒見の良い短大」という学内における教職員のキャッチコピーを強みとして、学生一人一人の背景や学力、キャリア形成に寄り添った丁寧なかかわりが不可欠となっている。授業をはじめ多くの活動を通して、2年間でいかに学生の能力を高め、社会に必要とされる有為な人材を育成することができるかが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

学生募集活動においては、年間延べ500回もの高校訪問を教職員10名が行っている。令和7(2025)年度は、学長も自ら10校の高校訪問を行い、これまでの関係構築により、令和8(2026)年度中に県内2つの高等学校との高大連携協定締結を予定している。

入試広報活動を起点とした地道な連携活動により、地域の学校との強固な信頼関係を構築してきた。そのつながりの深さが実を結び、現在では次の取り組みを実施している。本学近隣の佐野市立南中学校と中大教育連携を結び、定期的に中学校第3学年全生徒を迎え入れた特別オープンキャンパスを実施している（備付2-67）。高等教育機関での学びを早い段階から体験することで、今後の進学・就職選択への視野を広げる機会にしたいという中学校からの要請を受け実施している。

同様に本学近隣校である佐野清澄高等学校からの要請で、第1学年生徒の特別オープンキャンパスを7月に行った（備付2-66）。高大連携においては、県内10校と連携を行っている（備付1-10）。出前授業では年度当初からフィールド別のテーマや内容を提示し、依頼を受けている（提出1-7）。近年は、連携校以外からも「総合的な探究の時間」の授業支援要請が増え、研究テーマの設定や仮説の構築方法などを指導するため、市内2校へ教員を派遣した。このように、今後の学生募集に繋げていくためにも地域の教育機関からの要請には積極的に応じる体制を整えている。

オープンキャンパスについては、地域・学校ごとのオープンキャンパス参加者数・受験人数の分析、オープンキャンパスの参加者アンケートの分析によるスピード感のある改善など、入試広報委員会を中心とし、全学が一丸となって取り組んでいる。

ウェブページ、SNSの活用では、各媒体に役割を持たせて運用している。特にInstagramはアルゴリズム変化に対応しながら投稿頻度や構図、動画活用を見直し、投稿内容が「ブレない」ことを重要視して運営している。一方、ウェブページは募集活動の重要な接点であるものの、来校前の不安解消機能に課題があったため、令和8(2026)年度より動画コンテンツを導入し、コンバージョン率向上を図ることとしている。

【テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援】

＜根拠資料＞

提出資料1-1 学園生活 令和7年度

提出資料1-3 学生募集要項 令和7（2025）年度

提出資料1-4 令和7年度佐野日本大学短期大学アンケート

提出資料1-5 令和7年度 地域連携活動一覧

提出資料-規程集100-B-(5) 学生支援委員会規程

提出資料-規程集121-B-(26) 就学支援奨学金規程

提出資料-規程集122-B-(27) アパート支援金支給内規

提出資料-規程集147-B-(52) 学長奨励賞等の表彰に関する内規

提出資料-規程集148-B-(53) 学生各賞受賞者推薦・選考基準

提出資料-規程集149-B-(54) 長期履修規程

備付資料2-25 令和7年度キャリア教育Ⅰ・Ⅱ学習の成果調査報告

備付資料2-26 令和7年度キャリア演習Ⅰ・Ⅱ学習の成果調査報告

備付資料2-38 2026年度留学生募集要項

備付資料2-43 令和8年度入学予定者対象キャンパス訪問日のご案内と入学前課題について
（連絡）

備付資料2-45 令和7年度生入学前課題（キャリア教育）

備付資料2-46 令和7年度生入学前課題（各フィールド）

備付資料2-50 事前履修指導日・前期オリエンテーション日程表

備付資料2-51 令和7年度編入希望者アンケート

備付資料2-60 学生カルテ

備付資料2-64 カンザス大学 語学留学 実施要項

備付資料2-65 ポートランド州立大学夏期研修

備付資料2-68 令和7年度前後期学生相談利用状況報告書

備付資料2-69 令和7年度キャンパスカウンセラー利用状況

備付資料2-71 学習支援に関する調査

備付資料2-73 公共職業安定所ちらし

備付資料2-74 進路支援集

【区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-D-1の現状＞

本学では、学習成果の確実な獲得と中途退学防止を目的として、入学前から卒業に至るまで一貫した学習支援体制を構築している。はじめに、入学前支援として、2月及び3月にキャンパス訪問日を実施し、入学予定者に対してフィールド別の学習内容説明会を行っている（備付2-43）。合わせて、入学前課題を2種類（学科共通、フィールド課題）課し、入学前の学習や領域に関する理解向上、教員側としては学力把握に役立てている（備付2-45, 2-46）。

更に、3月末に2日間の事前履修指導、学生生活ガイダンスを1回実施し、入学直後の不安軽減と学習への円滑な移行を図っている（備付2-50）。キャリアデザインについては、「学園生活」（提出1-1）を配布し、同冊子に含まれている「キャリアデザイン（進路設計）のための資料」を用いて、進路設計、フィールド・ユニット選択、履修方法、時間割作成、相談窓口等について学習の動機づけとなるよう具体的に説明している。これにより、学生は入学段階で主体的な学習計画を立てる基盤を形成している。

本学の学習支援の中核は担任制度である。担任は学生一人一人の状況を半期ごとに継続的に把握し、履修指導及び進路支援を個別に行っている。必修科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」を通して、授業担当者と担任が連携しながら学習状況を確認し、必要に応じた指導を卒業まで行っている。また、学務システムを活用し、担任は学生ごとの面談記録、履修登録状況、単位取得状況、出欠状況等を随時確認しながら学習支援を行っている（備付2-60）。

2年生に対しても学期ごとにオリエンテーションを実施し、前年度から継続して個別支援を維持している。進路変更に伴うフィールド転向については、担任及び転向先教員が本人・保護者と十分に協議を重ねた上で支援を行っており、柔軟かつ慎重な指導助言体制を整えている。

学習進度への配慮についても組織的対応を行っている。令和7(2025)年9月に全専任教員に対して行った「学習支援に関する調査」（備付2-71）では、進度の速い学生や優秀な学生に対しては、90.3%の教員が発展課題や追加課題の提示、模範発表、アクティブラーニングの中心的役割の付与等の支援を実施している。一方、基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対しては、96.8%の教員が授業内での理解確認や質問時間の確保、補習授業や個別指導を行っており、学力差に対応した個別最適化支援を実現している。

科目担当者は欠席3回で学生本人へ通知し、4回に達した段階で担任、担任から本人及び保護者へ連絡を行う体制を整備している。科目担当者と担任が出欠情報を共有し、早期段階での対応を可能にすることで、学習継続を支援している。

学習支援環境としては、図書館に司書資格を有する専門職員を配置し、文献検索指導やレファレンスサービスを通じて自学自習及びレポート作成を支援している。

本学は平成8(1996)年度よりポータランド州立大学と提携し、8月から9月にかけて約4週間の短期語学留学、平成30(2018)年10月にはカンザス大学と提携し、8月から9月に4～6週間の語学留学を可能としている。加えて、同大学への留学生としての半期または1年間の留学、及び3年次編入制度も整備し（備付2-64, 2-65）、希望者に対しては試験対策指導を行う。

これらの学習支援の有効性については、佐野日本大学短期大学アンケート等の量的・質的データに基づき、定期的に点検・評価を実施し、支援内容の改善に反映させている。具体的には、入学前指導、各フィールドの担任による個別面談、学務システムを活用した単位取得状況把握、多欠席対応、学習上のつまずきが多い科目については補習や個別指導の充実を図る、図書館学習支援、進路・留学支援などを有機的に連携させた支援体制などがある。現在、これらについて、総合的な点検は行っていないが、各実施委員会が年度初めに年間業務を点検し必要に応じて、調整、改善を行っている状況である。

佐野日本大学短期大学アンケートによれば、能力向上に関する設問で多くの学生が向上したと回答しており、教員、事務職員の話しやすさ・共感の満足度は60%以上となっている（提出1-4 p.10）。このように、本学では入学前から卒業後を見据えた体系的かつ多層的な学習支援体制、学生の学習成果の最大化を図っている。

【区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-D-2の現状＞

本学の学生生活支援は、学生支援委員会を中核とする組織的体制のもと、学生の主体的活動の促進、経済的支援、通学支援、健康管理、多様な学生への個別対応を総合的に展開している点に特色がある。

学生の主体的活動に対しては、サークル活動、学園行事、学友会活動等に関する諸規程を整備し、制度的基盤を明確にした上で支援している。令和7(2025)年度は15の学生団体(サークル・同好会)が登録して活動している。スポーツ大会や学園祭(みかも祭)は学友会及びみかも祭実行委員会が主体となって運営し、学生支援委員会の教職員が助言・調整を行う体制をとっている。

次に、学生生活の整備として、厚生棟(みかも館)内に学生食堂や食事、実習、談話など多様に使用できる「サロン・ド・アカデミア」、ロッカー室を設置し、キャンパス・アメニティの向上を図っている。

本学の学生食堂は、長年にわたり営業を継続していた旧業者の撤退(令和5(2023)年度末)、および次期業者の1年間での契約終了(令和6(2024)年度末)という急激な環境変化があった。この課題に対し、本学では学生および教職員を対象としたアンケート調査を実施し、食堂に求める潜在的ニーズ(価格帯、メニューの多様性、利便性等)を検証した。この調査結果を基に、新たに佐野市内の地元企業に依頼することに成功し、令和7(2025)年度より新体制での営業を開始した。地元の新鮮な野菜や食材をふんだんに取り入れた地産地消型のビュッフェ形式を採用し、サラダや惣菜、麺類、主食、汁物をワンコイン(500円)の低価格で提供している。この取り組みは、物価高騰に直面する学生への実質的な経済的支援、および健やかな食生活を支える食育推進として高い効果を上げている。

6月には栄養士フィールドで「サノタン麺レシピコンテスト」が開催され、優秀作品「レモンラーメン」を学生食堂で限定販売した。またクリスマス時期には、学友会によるクリスマスイベントの一環として、学友会考案メニュー(照り焼きチキンセット、煮込みハンバーグセット、デザートプレート盛り合わせ)が学生食堂で販売された。

開業後、食堂は学内の人気スポットとなり、従来は利用が少なかった教職員の利用率も劇

的に向上した。これにより、昼時における教員・職員・学生が日常的に交わる学内コミュニケーション活性化の場として機能している。更に、ロコミや来客を通じて本学の取り組みが地域社会へと波及し、現在では多くの地域住民や学外者にも利用されている。

学生寮は設置していないが、宿舍を必要とする学生には近隣アパートを紹介している。通学支援としては、JR・東武栃木駅と本学間で授業時間に合わせたカレッジバスを運行しているほか、自家用車通学を認め、315台収容可能な舗装済み学生用駐車場を無料開放している。更に、自転車通学者のために学内及び佐野駅前バス発着所に駐輪場を整備し、多様な通学形態に対応している。

経済的支援については、公的奨学金に加え、本学独自の「池田奨学基金(無利子貸与型)」及び「浦田奨学基金(給付型)」を設けている。就学支援として一定条件を満たす学生に対し、「アパート代等支援奨学金」として、月額1万円(最大2年間で24万円)の給付を行っている。また、学校推薦型選抜、総合型選抜、社会人特別選抜においては選考の上、介護福祉士養成課程入学者、外国人留学生全員を対象に就学支援奨学金制度として、入学金免除(全額または半額)を実施している(提出1-3 p. 16, 提出-規程集121-B-(26), 122-B-(27) 備付2-38 p. 5)。

表7 就学支援奨学金制度(入学金免除)

	入学 予定者数	全額免除(250,000円)		半額免除 (125,000円)
			介護福祉士 養成課程	
学校推薦型選抜	167		2	69
総合型選抜	41		2	5
佐野日大高等学校 佐野日大中等教育学校 特別入学試験	4	4		
社会人特別選抜	2			
留学生選抜	1	1		
一般選抜	5			
栃木県委託訓練コース	4			
計	224	5	4	74

令和7年度の状況は表7のとおりである(表7)。

健康管理では、保健室に看護師が常駐し、学内における日常的な体調不良や怪我への対応、応急処置を行っている。また、予防医学の観点から定期健康診断の企画・運営を主導し、受診結果に基づいた適切な事後指導を実施している。特に精密検査が必要と判断された学生に対しては、受診の徹底を行っている。

更に、既往歴等により特別な配慮を要する学生については、個人情報の保護に十分に留意し、本人及び保護者の承諾を得た範囲内で担任教員と情報共有を行い、組織的な見守り体制を構築している。このほか、学生相談・キャンパスカウンセリングの窓口としての役割も担っている。

メンタルヘルス支援としては、専門資格や多様な経験を有する教員を含む8名体制で学生相談体制を整備している(備付2-68)。臨床心理士・公認心理士の資格を持つキャンパスカウンセラーによるカウンセリングも週1日行っている(備付2-69)。カウンセリング予約は、保健室が窓口として、受け付ける。当日朝に保健室職員とキャンパスカウンセラーと予約状況の打

ち合わせを行い、キャンパスカウンセラー室で実施される。情報共有すべきことがあれば、保健室職員から担任へと伝えられる。

4月と9月には、60項目からなる健康調査UPIを全学生に実施し、自殺企図や心配事、不安、学生相談の利用希望が記載されている場合には、学生相談担当者より個々に連絡し、状況と学生相談利用希望の確認が行われる。以上のプロセスで心理的問題の早期発見・早期対応に努めている。

佐野日本大学短期大学アンケートにおいて、学生生活の満足度や要望を把握している。これまで、冷暖房、食堂、トイレ、Wi-Fi等の改善要望があり、改修、設置、増設を行うなど、学生の意見を反映した継続的改善を実施している（提出1-4）。

以上のように、本学の学生生活支援は、制度整備、環境整備、経済支援、健康支援、個別対応、改善サイクルの確立という複数の側面から体系的に構築されており、学生の学習継続と成長を総合的に支える体制として機能している。

多様な学生への対応として、留学生には、キャリアセンター内留学センターの担当職員と担任が連携して学習・生活両面を支援している。障がいのある学生については、学内バリアフリー化を推進するとともに、個別支援を主とし、教室変更や座席の配慮、マイク使用などのニーズに応じた対応を行っている。

社会人学生、既卒者学生には、既卒単位の認定を行うとともに、令和7（2025）年度に佐野日本大学短期大学 長期履修規程が成立し運用を開始した。これにより学生の長期履修が可能となった（提出-規程集149-B-(54)）。

学生の社会的活動への参画を奨励するため、インターンシップ等の就業体験を教育課程に組み込み、学習成果に基づいた単位認定を行っている。また、学業や社会活動において顕著な実績を収めた学生に対し、卒業時に優等賞や功労賞を授与し、その多角的な努力と成果を公式に顕彰している（提出-規程集147-B-(52), 148-B-(53)）。

【区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にやっている。】

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

本学では、進路支援を教育活動の重要な柱の一つとして位置付け、組織体制の整備から具体的支援の実施、更には成果の分析と次年度への還元に至るまで、一貫した体制を構築している。

就職支援のための組織体制については、学生支援委員会（提出-規程集100-B-(5)）及び事務局内にキャリアセンターを設置し、教職員が連携して支援を行う体制を整備している。全学生を対象に就職活動開始前の個別面接を実施し、学生の希望、適性、課題等を把握して進路エントリーカードに整理することで、継続的かつ計画的な支援を可能としている。また、キャリアセンターでは専任職員に加え、公共職業安定所（ハローワーク）から派遣された相談員による専門的助言を随時受けることができる体制を整えており、専門性の高い支援を実現している（備付2-73）。

次に、施設面においても、キャリアセンター内に求人情報や進路関連資料を自由に閲覧できる環境を整備している。更に、求人情報はLMSに掲載し、学生へ自動通知される仕組みを構築しているため、迅速かつ公平な情報提供が可能となっている。これにより、学生が主体的

に情報収集を行い、適切な進路選択ができる環境を保障している。

また、就職のための実践的支援として、「キャリア教育Ⅱ」及び「キャリア演習Ⅰ」を通じて、全学共通の進路支援集（備付2-74）を用い、履歴書作成指導、ビジネスマナー教育、模擬面接などの体系的な就職試験対策を実施している。就職試験直前には担任による個別指導を行い、応募書類の添削や面接練習を通して実践力の向上を図っている。また学生の早期キャリア意識の醸成及び就職支援を目的として、学内企業説明会（備付2-75）を年2回実施している。学生が多様な業界や企業への理解を深める貴重な機会となっており、学内での開催という利便性も手伝い、毎回多くの学生が参加している。各フィールドの専門性に応じた資格取得支援も行い、学生の専門能力の可視化と就職競争力の強化に努めている。その結果として、「学習の成果調査報告」（備付2-25, 2-26）では、コミュニケーション能力や社会的マナーに関する教育効果は高い。

更に、学科・専攻課程ごとに前年度の就職状況や内定時期等を詳細に分析し、その結果を活動開始時期や応募戦略の最適化を図り、授業内で現役生に共有、実績に基づく戦略的な就職支援を展開している。このように、就職結果の検証を次年度の指導内容に反映させる仕組みを整え、PDCAサイクルを機能させている。

進学及び留学に対する支援についても組織的に取り組んでいる。4年制大学への編入学希望者に対しては、入学時から希望調査を実施し（備付2-51）、指定校推薦枠の確保や受験計画を立案し、キャンパス見学、書類準備、受験対策（小論文・面談指導）、併願日程調整などのスケジュール管理に活かし、担任と学務課が連携した支援を行っている。また、海外提携校への留学希望者に対しては、進学情報の提供及び語学学習支援を実施し、多様な進路選択に対応している（備付2-64, 2-65）。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

障がいのある学生や発達課題のある学生への支援体制の更なる高度化が課題である。本学では現在、配慮申し出は少ないため、個別対応を基本とし、合理的配慮を提供しているが、今後は多様性の時代に対応できるよう、より組織的・予防的な支援体制を検討していく。具体的には、入学前段階からの情報共有の仕組みの整備、学内のバリア要因（物理的環境、情報保障、授業方法等）の体系的点検、教職員への理解促進研修の継続実施などが挙げられる。更に、学生本人との対話を通じてニーズを把握し、障がいの種類や程度に応じた合理的配慮を柔軟に提供することが重要である。その際、特定の支援に依存するのではなく、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての学生にとって学びやすい環境を整備することが中長期的課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

本学の学生支援における特筆すべき点は、担任制度を中核とし、学生相談室・保健室・キャリアセンターが有機的に連携する多層的支援体制が確立していることである。すなわち、日常的な見守り機能と専門的支援機能を統合した組織的サポート体制が構築されている点に本学の特色がある。

第一に、担任が学生生活を日常的に把握する一次的支援者として機能し、学習状況、生活状況、心理的・健康面の課題を早期に察知することで、長期欠席・退学防止につなげること

ができています。

第二に、担任と保健室、キャリアセンターが連携して学生一人一人の希望に寄り添う個別支援を徹底しており、この伴走型支援が学生の安心した生活及び主体的な就職活動を促進し、高い就職内定率の維持につながっている。

第三に、現在、申し出は少ないものの、障害のある学生や配慮が必要な学生に対して合理的配慮を適切に行うため保健室職員（看護師）が研修（「高等教育機関における障がい学生支援」）を受講し、主たるケースではコーディネーターの役割を担っている。学生支援委員会、担任で対応を検討し、内容に応じて福祉・医療系有資格者教員の意見も聞き、科目担当者、学内に必要に応じて対応依頼がなされ、支援体制をとって対応している。

更に、この支援体制は特定職員の属人的対応ではなく、関係部署間が情報共有を行う組織的枠組みの中で運営されている点に意義があり、継続的かつ一貫性のある支援が可能になっている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価において示した改善計画は、①自習時間の増加に向けた学習支援方策の充実、②サークル活動の活性化、③障がいのある学生や発達課題のある学生への合理的配慮体制の強化、④留学支援であった。

①自習時間の増加に向けた学習支援の充実は、学務委員会が主体となって、令和2(2020)年度から課題や小テストの増強を検討し、FD・SD・自己点検評価委員会が各回の授業内容に対応した具体的な事前事後学習(文献の精読箇所、小テストの準備、実習記録の整理等)を明記するようシラバス作成要領の改訂を行った。これにより、学生が授業時間外に行うべき準備と振り返りの内容を可視化し、主体的な学習を促す仕組みを整えた。

②サークル活動の活性化では、キャリアセンター、地域連携委員会及びサークル顧問が窓口となり、サークル単位での地域行事への参加やボランティア活動を積極的に推奨している。この取り組みにより、学生の活動範囲が学内から地域へと広がり、多様な世代とふれあう経験は実践的なコミュニケーション能力を向上や地域課題への理解を深める等、豊かな人間性を培う教育の場となっている。同時に本学の知名度向上及び地域活動の活性化にも寄与し、一定の成果をあげている(提出1-5)。

③障がい・発達課題のある学生への対応について、ケースによるが、入学前の情報共有(本人、保護者、高等学校)、担任・関係部署による個別支援体制の構築を通じて、障がいの種類や程度に応じた合理的配慮を提供している。また、教職員間での情報共有及び理解促進を進め、個別対応に依存しない組織的・予防的な支援体制への発展を図っている。現時点では個別対応を基本としつつも、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善や環境整備を進める段階に至っている。

④留学支援については、国際交流委員会が企画・運営を協議し、希望者への語学学習や個別の学習・生活支援を行う体制を構築している。教育課程においては「海外研修Ⅰ・Ⅱ」による単位認定制度を設け、体系的・多層的な改善を進めてきた。しかし、昨今の物価高や円安の影響から、留学希望者数が低迷している点が現在の深刻な課題である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第一に、授業外学習時間の確保と質的向上についてである。在学生調査の結果、授業外学習時間は必ずしも十分とは言えない状況が確認された。この要因を学生個人の努力不足に帰するのではなく、教育課程全体として事前・事後学習をどの程度構造化できているかという制度設計上の課題として捉える。今後は、全科目のシラバスにおいて事前・事後学習内容及び想定学習時間を明確に記載することを徹底し、LMSを活用した課題提示・提出管理・学習履歴の可視化を標準化する。また、授業内に振り返り課題や確認テストを体系的に組み込み、授業外学習と授業内活動が循環する設計へと転換する。

第二に、障がい・発達課題のある学生への組織的・予防的な支援体制の高度化である。現状では個別対応を基本として合理的配慮を提供しているが、今後はその判断基準及び運用過程を制度化し、全学的に共有された支援体制へと発展させたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

基礎データ様式11-1 短期大学の概要（改正前設置基準※）

基礎データ様式17 外部研究資金

提出資料3-15 ウェブサイト 学術リポジトリ

<https://sanotan.jp/>

提出資料3-16 ウェブサイト大学概要-情報の公開3.2. 教員の紹介

<https://sanotan.jp/information>

提出資料-規程集12-B-(1) 佐野日本大学学園 組織規程

提出資料-規程集13-B-(2) 佐野日本大学学園 事務分掌規程

提出資料-規程集19-C-(6) 佐野日本大学学園 学園個人情報取扱規程

提出資料-規程集76-G-(1) 佐野日本大学学園 教職員就業規則

提出資料-規程集96-B-(1) 教授会規程

提出資料-規程集104-B-(9) FD委員会規程

提出資料-規程集105-B-(10) SD委員会規程

提出資料-規程集106-B-(11) 自己点検評価委員会規程

提出資料-規程集133-B-(38) 研究活動における不正行為の防止等に関する規程

提出資料-規程集134-B-(39) 研究倫理規程

提出資料-規程集135-B-(40) 研究倫理の審査等に関する内規

提出資料-規程集136-B-(41) 研究紀要規則

提出資料-規程集137-B-(42) 研究紀要投稿取扱要綱

提出資料-規程集154-C-(2) 教員選考規程

提出資料-規程集155-C-(3) 教員選考基準

提出資料-規程集156-C-(4) 組織規程

提出資料-規程集172-C-(20) 佐野日本大学短期大学 指導補助者（スチューデント・アシスタント（SA））に関する規程

提出資料-規程集173-C-(21) 佐野日本大学短期大学 指導補助者（スチューデント・アシスタント（SA））手当支給基準

提出資料-規程集174-D-(1) 事務分掌規程

提出資料-規程集175-D-(2) 文書処理規程

提出資料-規程集177-D-(4) 教員研究費規程

提出資料-規程集184-D-(11) 学会等出張及び旅費に関する内規

提出資料-規程集185-D-(12) 学会等出張旅費支給に関する取扱基準

提出資料-規程集187-D-(14) 教職員海外派遣細則

備付資料1-26 Minute Paper（ミニッツ ペーパー）

備付資料1-27 平成7年度 授業報告書

備付資料1-28 教員相互評価報告書(前期)

備付資料2-23 授業評価アンケート5か年計画 (R5後期～R9後期)

備付資料3-5 佐野日本大学短期大学 研究紀要 第34号

備付資料3-6 佐野日本大学短期大学 研究紀要 第35号

備付資料3-7 佐野日本大学短期大学 研究紀要 第36号

備付資料3-8 佐野日本大学短期大学 研究紀要 第37号

備付資料3-13 FDSD研修会一覧

備付資料3-14 FD・SD研修会アンケート結果一覧

備付資料4-9 令和7年度 学科会議兼教授会 議事録

備付資料4-12 令和7年度 図書学術委員会 議事録

【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。】

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

教育課程編成・実施の方針にのっとり、専門的な教育・研究業績を有する教員(専任、非常勤)を配置しており、その数、並びに教員組織については、短期大学設置基準第20条1項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて必要な教員を配置している(様式11-1)。また、同基準2項に規定している教員の適切な役割分担と共に、組織的な連携体制が確保できるよう教員組織の編成を行っており、同様に、教職課程認定基準、及び厚生労働省管轄の養成施設(社会福祉士の受験資格も含める)の指定基準を満たし、学習成果を実現するために短期大学設置基準第22条に定める教員数を配置している。なお、基幹型教員制度は、次年度からの導入が決定している。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足し、専任教員の職位、学位、教育実績、研究業績等については、ウェブサイトの教員紹介ページで公表している(提出3-16)。

専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置されており、専任教員、非常勤教員の選考、昇任に関しては、「教員選考規程」(提出-規程148-C-(2), 149-C-(3))に基づき教員選考委員会において教員資格審査を行い、その報告を基に学長は教授会の意見を徴し、理事会に提出し理事会が決定している。栄養士フィールドにおいて、法令に基づき専任の助手を3名(内管理栄養士2名、栄養士1名)配置している。

【区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。】

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学教員による研究活動の活性化及び質の向上を示す客観的指標として、近年の科学研究費補助金(科研費)の獲得実績は1件(様式17)であり、現在も継続的かつ発展的な研究活動が行われている。また、外部資金の獲得による研究成果の社会還元として、令和2(2020)年度に内閣府の公募事業における研究助成を獲得した実績を持つ。この助成により、本学オリジナルの「サノタン版HUG(避難所訓練ゲーム)」の開発が行われた。この成果は、学内における

教育・研修に留まらず、近隣の小学校で実施される危機管理研修にも活用されている。このように、公的資金による研究活動の成果を地域社会の安全・防災に直接生かす取り組みを展開しており、研究活動を通じた地域貢献の実績を上げている。

本学では専任教員の研究費に関して教員研究費規程(提出-規程集177-D-(4))を整備し、教員が円滑に研究活動を行える体制を構築している。教員研究費は研究計画書の倫理審査を経て年度毎に支給される。金額は財政状況によって若干変動し、教員1名あたりの上限額は令和5(2023)年度=110,000円、令和6(2024)年度=150,000円、令和7(2025)年度=130,500円であった。教員研究費は個人研究費及び共同研究費に区分され、使途は図書費、備品費、消耗品費、旅費、その他学会に必要な費用と定められている。旅費については内規及び取り扱い基準を設けている(提出-規程集184-D-(11), 185-D-(12))。また研究室、図書館、情報環境等の研究基盤を維持し、研究支援体制の充実に努めている。

研究倫理の確保を目的として、研究活動における不正行為の防止等に関する規程及び研究倫理規程を定めている(提出-規程集133-B-(38), 134-B-(39))。専任教員に対しては研究倫理研修会、会議等で定期的に説明・確認を実施し、不正行為防止及び研究倫理意識の向上を図っている。また研修会資料、研究倫理徹底のための研修動画をLMSにアップロードし、随時閲覧・確認できるようにしている。これにより、公正かつ適正な研究活動が継続的に行われている。また専任教員は年度毎に研究計画書を作成し、図書学術委員会の審査を経て承認される(備付4-12 第11回)。図書学術委員会は「研究倫理の審査等に関する内規」(提出-規程集135-B-(40))に基づき厳正に審査し、倫理遵守に努めている。倫理審査を通過した研究計画は令和3(2021)年度=44件、令和4(2022)年度=43件、令和5(2023)年度=30件、令和6(2024)年度=36件、令和7(2025)年=34件であり、承認番号が付与された。

本学では教員の研究成果を公表する場として、「佐野日本大学短期大学研究紀要」を定期的に発行している(備付3-5, 3-6, 3-7, 3-8)。投稿依頼、査読及び編集は図書学術委員会が中心となって進める。投稿から出版までの過程がスムーズに行われるよう「研究紀要規則」及び「研究紀要投稿取扱要綱」を定めている(提出-規程集136-B-(41), 137-B-(42))。紀要電子版は「佐野日本大学短期大学学術リポジトリ」にも併せて掲載し、学外からの研究成果へのアクセスを可能にしている(提出3-15)。また、外部の学会誌への投稿や学会発表を奨励しており、研究成果を広く社会に発信する機会を確保している。

専任教員が教育研究活動を円滑に行えるよう自宅研修日を週2日間設け(うち1日は土曜日)、研究及び研修に充てる時間を確保している。

本学では「教職員海外派遣細則」(提出-規程集187-D-(14))を設け、専任教員の国際的な研究活動を支援する制度は整っている。これにより、海外研修や国際会議への参加を通じて得られた知見を教育内容に反映させ、教育の国際化及び質的向上を図っている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、総務課、学務課、図書館事務室があり、学務課内に入試広報室、キャリアセンター、保健室も配置している。各職員は担当業務の遂行に必要な知識と技能の習得に努め、業務を支障なく遂行できるよう研鑽を積んでいる。部署ごとの業務内容(総務、学務、

学生支援等)にとどまらず、教育の効果、教育課程、学生支援全般について全職員が理解と把握に努めている。また、学外研修にも可能な限り参加し、専門的業務に関する情報収集とスキル向上に努めている。

職員の配置にあたっては、個々の能力や適性を考慮するとともに、多岐にわたる業務に精通できるよう適宜人事異動を行っている。これにより、特定部署に専門的職能を有する職員が不在となる事態を防止し、組織として安定的に学校運営を行う体制を整えている。

「佐野日本大学学園組織規程」(提出-規程集12-B-(1))及び「組織規程」(提出-規程集156-C-(4))により、法人並びに短期大学の管理部門の組織及び責任体制を明確にしており、担当業務についても各部門担当者の役割と責務を定めている。事務関係規程として、「佐野日本大学学園事務分掌規程」(提出-規程集13-B-(2))、「組織規程」(提出-規程集156-C-(4))、「事務分掌規程」(提出-規程集174-D-(1))、「文書処理規程」(提出-規程集175-D-(2))等を整備しており、事務部門の業務分担及び責任体制を明確にしている。

2室ある事務室は、それぞれの機能に応じて、コピー機や印刷機、金庫、書類ロッカー、カレンダー等を整備し、資料、備品管理に努めている。事務職員には各自専用のパソコンを配備し、基本的なデータは共有サーバーに保存している。教員が閲覧可能な領域を設けることで情報共有を図り、教学運営を支える基盤として機能している。

情報セキュリティについても、専門スキルを有する教職員の支援を受け、契約専門業者と連携し、システム更新等を行っている。全教職員(非常勤講師を含む)にID・パスワードを発行し、アカウント制限、暗号化、外部記憶装置の利用制限等により情報漏えい防止に努めている。

事務局における日常的な業務改善の一環として、自己点検評価委員会が中心となり、各部門における規程の制定・改正・廃止を実施した。各委員会でも確認し、総務課を中心に規定の管理を一体的に行って事務処理の適正化を図っている。このことは、令和7(2025)年内部統制部門監査報告により評価された部分である。

財務面においては、健全な財政基盤を維持・確立するため、施設等管理経費の徹底的なチェックによる経費削減と支出の最適化、それと同時に、基盤となる納付金収入を安定させるべく、入学者増に向けた入試広報活動の強化と、退学者減少のための修学・退学者対策を連動させた多角的な施策を展開している。

また業務改善に関する意見交換は常態的に行われており、現場の気づきや課題を迅速に共有できる環境を整えている。この緊密な連携を基盤にICTツールの活用によるペーパーレス化等、抽出された課題に対しては迅速な手順の見直しを行い、業務の改善、効率化を推進している。

学生の成績記録については、関係規程に基づき適切に管理するとともに、「佐野日本大学学園個人情報取扱規程」(提出-規程集19-C-(6))にのっとり、個人情報保護の観点から厳重に保管・管理している。

【区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。】

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

本学は、学則及び各種規程に基づき、教職員の役割及び責任を明確に規定している。学長は学則に基づき校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して教学運営の最終決定を行っている。教授会は教育課程の編成、成績判定、卒業判定等の重要事項を審議している（提出-規程集96-B-(1)）。

各種委員会には委員長を置き、審議事項及び責任の所在を明確にしている。専任事務職員も委員会構成員として参画し、教員と連携しながら教学運営に関与するとともに、教育課程の運営、学生支援、学習成果の把握及び教育の実質化に向けた検証に係る事務的支援を担い、教職協働の体制のもと学習成果の獲得向上に寄与している。

教員は担当科目の授業計画策定、授業実施、成績評価及び学生指導をととして学習成果の獲得に直接責任を負っている。成績評価はシラバスに明示した到達目標及び評価基準に基づき適正に実施し、学習指導に生かしている。

学習の妨げとなる精神的な問題の解決には、教職員で構成された学生相談、キャンパスカウンセリングとの連携が行われている。教職員は履修指導及び進路指導において、所属フィールドにとどまらず関連分野にも精通し進路指導を展開できるよう、FD・SD研修を行っている（備付3-13）。教員と職員が同じ目標や課題を共有することで、組織の一体感の共有化を図っている。研修後のアンケートでは、「参考になった」との回答が多く、特にキャンパスソーシャルワーカーを招聘した研修、高等学校進路指導主事による生徒の指導事例を含めた講話、メンタルヘルスに関する内容が高く評価されている（備付3-14）。

教育研究活動等に係る教員組織や事務組織における責任、分掌については「組織規程」に明記されており、教授会、学科会議、各種委員会の規程等、その役割や責任の所在を明確にしている。

【区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。】

<区分 基準Ⅲ-A-5の現状>

本学では、組織的なFD・SD活動を推進するため、「FD委員会規程」、「SD委員会規程」を整備している（提出-規程集104-B(9), 105-B-(10)）。SD活動においては、事務職員が教学運営に主体的に関与できるよう、教育課程、学生支援、学習成果の把握及び教育の実質化に関する理解を深める研修を継続的に実施している。

また規程に基づき、FD・SD・自己点検評価委員会において、計画的に研修を企画・開催している。平成30(2018)年度より7年計画で多様なテーマ、ニーズに基づき、FD・SD研修会を実施してきた。令和7(2025)年度は、それを総括し、教育活動に活かされているかの調査を行った（備付3-13, 3-14）。教員、職員共に、研修会が「参考になった」と回答した。日頃活かされている研修は、直近開催のものの割合が多い。全体を通して、特に「学生支援のあり方」についての言及が多く、キャンパスソーシャルワーカーやカウンセラーといった専門職の役割を理解したことで、担任が一人で抱え込まずに組織で支えるバックアップ体制の重要性が強く再

認識されている。他にコロナ禍を経て定着したICTツールの活用を学び、教育の質向上に直結する成果が報告され、活かされている。これらの研修は学内の多岐にわたる業務について、教職員が変化する現場に対応するための貴重な場となったと確認することができた。

FD・SD・自己点検評価委員会は、月1回の定例会議を開催し、規程（提出-規程集104-B-(9)、105-B-(10)、106-B-(11)）によって教員の教育内容、授業方法、教授法の改善等に関すること、教員の教科研究と研修等、教育の質の向上に関すること、ルーブリックの充実、シラバスの充実に関することについて協議を重ねている。

授業実施のプロセスでは、中間期(第8回をめど)に「Minute Paper（ミニッツ ペーパー）」（備付1-26）を実施し、受講生の理解度、要望を早期に把握、改善することに直結させている。最終授業において、「授業評価」を実施するとともに、教員による「授業報告」（備付1-27）、教員間で相互評価を行い多角的な振り返り結果を「教員の相互評価報告書」（備付1-28）として集約している。これらのPDCAサイクルにより、次期授業・授業方法の継続的な改善を担保している。なお、授業評価科目は、5年計画で全科目が定期的に行われる体制を整えている（備付2-23）。

指導補助者(SA)の配置は、規程の整備はなされていたものの、近年は具体的な運用実績が乏しく、制度の形骸化が課題となっていた。そのため、令和7(2025)年度に規程を見直し（備付4-9 第6回）、ICTを活用する科目（「コンピュータリテラシーⅡ」）の科目において、2名のSAを配置した。事前に担当教員による実務研修や守秘義務指導を行った。規程に即した適切な運用を開始できたと考えている（提出-規程集172-C-(20)、173-C-(21)）。

【区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

就業に関する諸規程は、「佐野日本大学学園教職員就業規則」、各種勤務形態に対応した規程類を整備している。これらの規程はLMSに保存し、教職員が常時閲覧及び印刷可能な状態としており、周知を図っている。

教職員の勤怠管理は、法令を遵守した適正な就業管理体制を構築している。就業規則、給与支給、休暇取得について適切に管理するとともに、打刻システムにより就労時間を客観的に把握し、労働関係法令の遵守について指導を行っている。

教職員の採用及び昇任については、「佐野日本大学学園教職員就業規則」（提出-規程集76-G-(1)）に基づき適切に実施している。特に教員の採用については、「教員選考規程」（提出-規程集154-C-(2)）及び「教員選考基準」（提出-規程集155-C-(3)）に基づき、教育研究業績、教育能力、人格等を総合的に審査し、公正かつ適切に行っている。

また、教員の昇任については、「教員選考基準」に定める基準に基づき、教育研究業績及び教育活動等を総合的に審査している。昇任にあたっては、学長が教授会から意見を徴したのち理事会に上程し、理事会の審議を経て理事長が決定する仕組みとなっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の教員数は文部科学省及び厚生労働省の基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員が教育研究活動を推進することで、一定の成果を上げている。一方

で、教育の質保証をより一層高め、持続的な教育体制を維持するためには、いくつかの課題が認められる。

第一に、専門分野ごとの専任教員数及び年齢構成については、将来的な教育体制の持続性を踏まえ、バランスの取れた配置を図ることが課題である。

第二に、研究成果の教育課程への還元である。現状では、各教員個人の努力に委ねられている側面が強く、組織として体系的に共有・検証する仕組みは十分とは言えない。令和4(2022)年度にFD研修会の一環として紀要投稿者による研究成果報告を試みたところ、教員間でお互いの研究内容を知る良い機会となった。今後はこのような研修を定期的に行うことで、カリキュラム改善に組織的に反映させる体制の構築が課題である。

第三に、外部資金の獲得についてである。科学研究費補助金などの申請・採択状況には教員間に差が見られる。研究費補助金等の申請件数や採択実績を向上させるため、申請支援体制を充実させることが求められる。

第四に、研究環境の整備である。限られた時間内での研究時間の確保が課題である。今後、校務分担の簡素化や事務作業の効率化を図り、教員が積極的に研究・研修に取り組める環境の整備を図る。

第五に、研究倫理及びコンプライアンス教育に関する取組みについては、研修の継続的实施に加え、教員一人一人の研究倫理意識を更に高めるための研修方法の工夫、理解度の確認を含めるフォローアップ体制の充実、学生に対しても全学生に対し一律に実施する必要がある。

第六に、教育成果の発信についてである。本学には、本学の学生に協力を依頼、アンケート結果から考察するといった方法で研究を行う教員が多い。このような内容の研究成果は学外雑誌に投稿してもrejectされる可能性が高いが、本学紀要にとっては、学生の姿を知る貴重な報告であり価値は高い。更に図書学術委員会による査読を前向きな助言を行う場へ転換し、投稿しやすい環境を整備する。

第七に、国際的な教育研究活動については、規程整備がなされている。今後は、海外派遣や国際会議出席を促進し、その成果を教育内容へ反映させる仕組みづくりが課題となる。

第八に、職員の昇任については、就業規則に基づき勤務実績等を踏まえて実施しているものの、昇任に特化した明確な規程は現在のところ整備されていない。この点については、今後、法人本部と協議し、昇任基準や手続きの明確化について検討していく必要がある。

これらの課題を踏まえ、本学では、教員の教育研究活動を組織的かつ戦略的に支援する体制を強化し、教育課程編成・実施の方針に基づく教育の質保証を一層推進していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

本学は単一学科でありながら多岐に及ぶ教育内容を設定しており、短期大学設置基準、教職課程要件、厚生労働省の国家資格養成課程要件等をすべて満たす体制を整備している。

この人的配置は、本学の教育の質保証を支える基盤であり、総合キャリア教育学科の強みである幅広い専門分野教育を可能にしている点は特筆に値する。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

基礎データ様式11-1 短期大学の概要（改正前設置基準※）

提出資料-規程集68-F-(1) 佐野日本大学学園 経理規程

提出資料-規程集69-F-(2) 佐野日本大学学園 固定資産及び物品管理規程

提出資料-規程集111-B-(16) 危機管理委員会規程

提出資料-規程集141-B-(46) 多様なメディアを用いた授業科目の取り扱い細則

提出資料-規程集179-D-(6) 施設整備委員会規程

提出資料-規程集180-D-(7) 防火・防災管理規程

備付資料4-12 令和7年度 図書学術委員会 議事録

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

校地の面積は、佐野日本大学高等学校及び佐野日本大学中等教育学校との共用を含め、55,208㎡を保有し、短期大学設置基準上必要とされる面積6,000㎡を確保し、大学設置基準上必要とされる面積を加算しても十分に満たしている。本学のキャンパスは、多目的グラウンド、フットサルコート、体育館等を含む広大な運動施設を有しており、自家用車通学者用の駐車場も十分確保されている。

校舎は、本館、講義棟、社会福祉棟・栄養福祉棟、厚生棟（みかも館）、体育館、サークル棟からなり、校舎面積は15,870㎡であり、短期大学設置基準上必要とされる面積3,650㎡を上回っている（様式11-1）。

学科（厚生労働省所管の国家資格養成課程を含む）の教育課程編成方針に基づき、教員研究室41室、講義室14室、栄養関係等の演習・実習室2室、コンピュータールーム4室、体育館、トレーニングルーム等を備え、各フィールドに必要な講義室・演習室・実験室を整備している（表8）。

表8 校舎別の施設・設備一覧

校 舎	施設・設備
本館	3階：図画工作室、音楽室Ⅱ（MR2）、ミーティングルーム、研究室 2階：理事長室、学長室、副学長室、第一応接室、学長応接室、研究室 1階：学務課、総務課、キャリアセンター、印刷室、事務局長室
講義棟	3階：教室、コンピュータ教室Ⅲ（CR3）、コンピュータ教室Ⅳ（CR4）、ピアノレッスン室、研究室 2階：教室、コンピュータ教室Ⅱ（CR2）、eスタジオ、研究室 1階：大講義室、教室、コンピュータ教室Ⅰ（CR1）、非常勤講師

	室、保健室、研究室
社会福祉棟	3階：教室、演習室、研究室 2階：教室、研究室 1階：入浴実習室、介護演習室、印刷室兼倉庫
栄養福祉棟	3階：教室、調理実習室Ⅱ、研究室 2階：理科学実験室、食品加工実習室、更衣室、研究室 1階：調理実習室Ⅰ、集団給食調理室、試食室、給食管理室、下処理室、検収室、更衣室、準備室（研究室）
厚生棟（みかも館）	3階：図書館、AVルーム、集密書庫資料室、自習室、集密書庫、図書館長室兼会議室、図書館事務室 2階：音楽室（MR1）Ⅰ、エイゴリアン、高萩庵、相談室、キャンパスカウンセラー室、ビジネス演習室、会議室 1階：学生食堂、保育ルーム、サロン・ド・アカデミア（ラーニングcommons）、ロッカー室、総務課分室
体育館	器具庫、トレーニングルーム、シャワー室、アリーナ
サークル棟	1階：1号室～6号室 2階：7号室～12号室、学友会室

機器・備品については、社会福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、栄養士の国家資格・免許課程に係る教材・教具・設備（機器類含む）を基準に沿って整備しているほか、医療事務、スポーツ分野においても専門的な設備・機材・教材・教育用ソフトウェアを備えている。

厚生棟（みかも館）1階には食事、自習、談話など多様に使用できる「サロン・ド・アカデミア」を設置しており、学生が自主的に学習を行うためのラーニングcommonsとして活用している。グループワークや学習相談等に利用されており、学生の主体的学習を支援する空間として機能している。

障がい者への対応（バリアフリー等）については、複数の校舎すべてにおいて一階部分へのアプローチを確保している。また、身体的配慮を要する学生や一般市民への対応（授業、公開講座、施設開放等）に際しては、個別対応を主としつつ、当該棟の教室及び設備を充てることで支障が生じないよう配慮している（表9）。

表9 校地・校舎内の障がい者対応設備一覧

障がい者対応設備	設備場所
エレベーター	1基（福祉棟）
多目的トイレ	2か所（講義棟1階、福祉棟1階）

図書館は、厚生棟（みかも館）3階に869.60㎡を有し、学術研究の中核的機関として図書・学術雑誌等を整備している。10フィールドに関わる専門書を特定の分野に偏重することなく、各専門領域を横断的に網羅するよう揃え、日本十進分類法に従って配架し、61,561冊（うち洋書7,211冊、視聴覚資料3,308点）を所蔵している（表10）。

OPACを稼働させ、個々のスマートフォンからもアクセスを可能にし、学生の利便性を高めている。館内の座席数は98席であり、学生数に見合った規模を確保している(令和8(2026)年3月31日現在)。

図書及び学術雑誌の選定は、学生・教職員のリクエスト及び司書の選書により、図書学術委員会に諮り決定している。また、図書等の廃棄についても、同委員会の審議・承認を経て決定している(備付4-12 第11回)。

なお、他の短期大学の図書館等との連携については、現時点では特に実施している取り組みはないが、今後は学生の学習環境の充実を図る観点から、教育課程の運営状況や学生の学習ニーズを踏まえ、必要に応じて検討を進めていく予定である。

表10 図書館蔵書、設備等一覧

蔵書数	図書	61,561	和書	51,042
			洋書	7,211
			視聴覚資料	3,308
	雑誌（製本）	55	製本（合冊）された冊数 （資産図書受入）	
新聞			5	
年間受入数 （令和7年度）	図書	255	和書	252
			洋書	0
			視聴覚資料 （DVD）	3
	雑誌	21	学術雑誌	19
			一般雑誌	2
AV設備	ビデオ視聴用機器		DVD	1
			VHS	0
	CDプレイヤー			0
パソコン	蔵書検索用			4
座席	椅子			98
	ソファ			17

教室以外の場所での授業にも対応できるよう可動式の大型モニタ、プロジェクタ、ノートパソコンを貸し出し用に整備し、構内どこでもWi-Fiが使用できるようになっている。なお、今年度、「多様なメディアを用いた授業科目取り扱い細則」の改正に伴い、必要備品の整備を検討していくこととしている(提出-規程集141-B-(46))。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

「佐野日本大学学園経理規程」(提出-規程集68-F-(1))、「佐野日本大学学園固定資産及び物品管理規程」(提出-規程集69-F-(2))並びに「施設整備委員会規程」(提出-規程集179-D-(6))

に基づき、適正な資産管理を執行している。具体的には、年2回の備品検査による現物確認の徹底や施設・設備の定期点検を計画的に実施することで、教育研究環境の質的維持と安全確保に努めている。また、台帳管理のIT化を図り、資産の取得から廃棄に至るまでのプロセスを透明化し、適正な事務手続きを継続している。

日常的な設備維持管理は管理室において消防法及び電気設備保安管理等の関係法令に基づき実施し、建物修繕は法人本部と協議の上、計画的に行っている。

危機管理体制については、物理的な安全面で「防火・防災管理規程」（提出-規程集180-D-(7)）に基づき事務長を防火管理者に指定し、「危機管理委員会」（提出-規程集111-B-(16)）で、地震防災計画、室内管理者による安全点検、危険物管理体制の整備等を徹底している。

防災備蓄品として保存水、非常食、簡易トイレ、ヘルメット等を確保し、大規模地震時等、避難者及び帰宅困難者対応に備えている。

毎年度の全学避難訓練に加え、令和7(2025)年度は学外・学内両面での防災活動に注力した。10月4日には、本学を会場として「佐野市総合防災訓練」が開催された。学生たちは被災者役や炊き出し、車両誘導といった役割を担い、実践的な訓練に参加した。また、11月21日には独自のイベント「SANOTANファミリーフェスタ」も防災をテーマに開催している。こうした経験を通じて、設備の充実はもちろん、学生・教職員一人一人の防災知識をより確かなものにすることができた。

更に、安全確保の観点から、5月15日に佐野警察署生活安全課の協力のもと「さすまた講習会」を実施し、教職員及び学友会の学生が参加した。加えて、8月5日には全学生を対象とした「長期休業期間中の生活に関する注意喚起講習会」を開催し、本村特命事務長(元県警勤務)が講師を務め、犯罪被害防止及び犯罪加担防止に関する具体的事例を交えた講話を行った。

防犯対策として、出入口への防犯カメラ設置、AEDの配置、情報セキュリティ対策(ID管理、ファイアウォール、ウイルス対策)を講じ、定期点検も行っている。

環境配慮としては、省エネ法に基づき空調設備更新及びLED化を実施し、クールビズ・ウォームビズを励行している。

以上のとおり、施設設備の維持管理は法令に基づき適切に行われている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

開学以来30年以上を経過し、老朽化が進行している施設もあることから、令和7(2025)年度に厚生棟(みかも館)屋上防水工事を実施した。今後もバリアフリー化や体育館への空調導入を含め、中長期的視点に立った計画的修繕及び整備を推進する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集114-B-(19) コンピュータ管理委員会規程

【区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。】

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、ソフトウェア、ハードウェア及び施設の向上・充実を図っている。全学生に対して、1年次科目の「コンピュータリテラシーⅠ」、「コンピュータ・情報リテラシー」等で学内でのコンピュータ利用方法(ログイン、オフィスアプリケーション、メールの利用等)を周知し、情報技術の習得を行っている。教職員への情報技術の研修はシステム更新の際にニーズに基づいて行うこととしているが、随時、情報系の教員が教職員の要望に応じて対応している。

学生用及び職員用コンピュータは、5年をめぐりにハードウェア、OS及びオフィスアプリケーションの更新を実施している。各フィールドで使用する専門的なソフトウェアはフィールド毎の要望により随時導入及び更新を行っている。ネットワークインフラ(サーバー、スイッチ、ファイアウォール等)はそれぞれの保守期間に応じて更新している。令和2(2020)年にCR1、令和5(2023)年にCR2・CR3のコンピュータを入れ替えた。

コンピュータ関連の物品・機器については、保守契約を締結の上、定期的な保守点検を実施し、その維持・充実に努めている。またコンピュータ管理委員会(提出-規程集114-B-(19))に置いて整備方針を検討し、安定的かつ安全な運用を図っている。教職員は一人1台のコンピュータを専有し、教育研究や学校運営に活用している。教員用コンピュータは各自の研究費で購入している。新規に設置する際には情報系の教員が学内ネットワークへの参加及びセキュリティソフトインストール等の対応をしている。学生用のコンピュータはコンピュータ教室に40台×3教室、図書館に4台を設置している。ほぼ全ての教室に50型モニターが設置され、教員がパソコン等を接続して授業に利用できる。大教室とコンピュータ教室にはプロジェクタや大型スクリーンを設置している。コンピュータ教室は授業で使っていない時には学生に開放している。

教職員には必要に応じて、書画提示装置やノートパソコン、近接型プロジェクタ等を学務課で貸し出している。学内のコンピュータはすべて学内LANに接続されている。学生と教職員は学内Wi-Fiを利用できる。(備付3-17)

教員は、情報系教員のサポートを受けながら、情報技術の向上と授業での情報技術の活用に努めている。LMSを令和3(2021)年より導入した。出席管理、レポート提出、アンケート機能、掲示板機能、ドリル、小テスト、学生との連絡等多様な学習ツールが備えられている。運用面では、学生に対し、新入生オリエンテーション時にスマホアプリのダウンロードと設定方法を指導している。教職員は、FD・SD研修会において、授業での活用アイデアを共有するほか、教員間でのICT活用能力の向上に向けた相互研鑽が展開されている。更に通常の学習支援のみに限定せず、学内業務の効率化と学生生活支援のプラットフォームとして広く展開している。主な活用実績は以下のとおりである。

①日常的な教学管理

出席票の回収、授業評価アンケートの実施・集計、レポート提出、小テスト、学習記録

等。

②学生生活支援の窓口

学生相談の申し込み受付、サークル活動の連絡、求人・ボランティア情報の提供、内定報告書の提出、オープンキャンパススタッフの運営管理。

③教職員業務のプラットフォーム

各種様式の保管、各種アンケート調査、テキスト調査、授業改善報告書等の提出・回収管理、各委員会の資料・議事録・委任状の保管

これらをLMSへ集約したことにより、個別メール受付に伴う業務の属人化や煩雑化が解消された。情報は関係教職員間で常に共有され、複数の目で確認・対応できる組織的な支援体制が構築されている。データのデジタル一元化により、提出書類の作成やアンケート集計にかかる時間が劇的に短縮され、事務処理の大幅な効率化・省力化、ペーパーレス化を達成した。一連のLMS活用は、教職員及び学生の双方において日常的なツールとして完全に定着している。このシステムを基盤とした業務改善は、組織改革と迅速な学生対応を両立させる優れた実践事例となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

コンピュータ教室のPC台数や学内ネットワーク環境は、今後の学生数及び教職員数に合わせて、時間割の調整をしながら適正な規模に合わせる必要がある。また小中高で、個人用タブレットを使用していた学生が入学してくると同時に、今後更にペーパーレス化を推奨することを踏まえると、パソコンやタブレット購入を勧める必要があるが、入学生に経済的な負担を強いることは困難である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

基礎データ様式17 外部研究資金の獲得状況一覧表

提出資料3-1 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式1]

提出資料3-2 事業活動収支計算書の概要[書式2]

提出資料3-3 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式3]

提出資料3-12 令和8年度佐野日本大学学園事業計画書

提出資料-規程集41-D-(9) 学園人事給与検討委員会規程

提出資料-規程集74-F-(7) 資金運用規程

提出資料-規程集101-B-(6) 図書学術委員会規程

提出資料-規程集108-B-(13) 改革・IR委員会に関する規程

提出資料-規程集134-B-(39) 研究倫理規程

提出資料-規程集135-B-(40) 研究倫理の審査等に関する内規

提出資料-規程集179-D-(6) 施設整備委員会規程

備付資料3-13 FDSD研修会一覧

備付資料3-19 学園創立60周年趣意書

備付資料4-5 第1次中長期計画

備付資料4-16 令和7年度 改革IR委員会 議事録

備付資料4-26 会計監査報告書

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

＜区分 基準Ⅲ-D-1の現状＞

本学では、教育研究活動を安定的かつ継続的に実施するため、学校法人佐野日本大学学園の中長期計画及び事業計画に基づき、財務状況の把握及び分析を行いながら、適切な財政運営に努めている。

資金収支及び事業活動収支について（提出3-1, 3-2）は、毎年度、計算書類に基づき状況を把握し、収支の均衡に配慮した予算編成及び執行管理を行っている。過去3年間においては、施設設備整備や教育環境改善、創立60周年記念事業の実施等に伴い支出超過となる年度もあったが、その要因を把握した上で事業活動収支の改善に努めており、中長期的な視点から安定した財務基盤の維持を図っている。

貸借対照表について（提出3-3）は、資産及び負債の状況を継続的に確認し、財政状態の健全性の維持に努めている。また、本学の財政状況については、学校法人全体の財政状況との関連を踏まえて決算概要を作成し、教育研究活動を安定的に継続するための財政基盤の維持に努めている。退職給与引当金については関係規程に基づき適切に引き当てを行い、将来負担に備えた財務管理を実施している。

学生生徒等納付金は本学の教育研究活動を支える重要な財源であり、入学定員及び収容定員の充足状況は財政運営に大きく影響することから、学生募集状況及び財政への影響について学生生徒等納付金比率・教育研究経費比率を算出し把握している。令和7(2025)年度の入学定員充足率は75%、収容定員充足率は78%となっており、学生確保を重要課題として認識している。分析結果については中長期計画及び年度予算に反映するとともに、教育の質を維持しながら持続的な運営が可能となるよう、学生数の実態に応じた教育体制及び財務基盤の構築に努めている。

また、学生募集環境の変化や18歳人口の減少等による将来的な学生動向を踏まえ、教育体制及び定員規模の適正化について継続的に検討している。その一環として、令和9(2027)年度から介護福祉士フィールドの学生募集を停止するとともに、短期大学全体の入学定員を300名から240名へ変更することを理事会において決議し、文部科学省への届出を完了している。こうした取組を通じて、学生数の実態に即した運営体制の整備と財務基盤の強化を図っている。

教育研究経費については、教育の質保証及び学修成果の向上に必要な予算を確保し、教育研究活動に支障を来すことのないよう適切に配分している。教育研究用の施設設備、機器備品及び図書館資料等については、教育研究環境及び学習環境の充実を目的として、必要性や優先順位を踏まえながら施設設備については施設整備委員会（提出-規程集179-D-(6)）におい

て、また図書等については図書学術委員会(提出-規程集101-B-(6))において検討し、計画的に整備している。更に、情報教育環境についても、機器更新やシステム整備に係る予算措置を継続的に講じ、安定的な運用と利便性の向上を図っている。

資産の運用については、学園の資金運用規程(提出-規程集74-F-(7))に基づき安全性を最優先として実施している。運用状況及び損益については定期的に確認するとともに、有価証券を含む資産及び資金について関係台帳等に基づく適切な管理を行っている。創立60周年記念事業募金については、募金収入及び支出を区分して管理し、使途を明確にした上で教育環境整備等に適切に活用している。なお、学校債の発行は行っていない。

予算編成に当たっては、各部署から提出される事業計画及び予算要求を集約し、財務状況との整合性を図りながら調整を行い、理事会の承認を経て決定している。決定した事業計画及び予算については速やかに関係部署へ周知し、適正な執行に努めている。また日常的な出納業務を適切に実施するとともに、月次試算表を作成し、経理長を経て理事長へ報告する体制を整備している。これにより財務状況を継続的に把握し、必要に応じた改善に取り組んでいる。

会計処理については、学校法人会計基準に従い適切に実施している。会計帳簿及び計算書類等を正確に作成するとともに、証憑書類を適切に整備・保存し、会計システムを活用した管理を行っている。

監査については、監事による監査及び公認会計士による会計監査を受けている(備付4-26)。監査結果及び指摘事項については法人本部及び関係部署において共有し、必要な改善を図ることで内部統制の強化及び財務管理の適正化に努めている。

以上のことから、本学は計算書類等に基づき財的資源の状況を把握・分析するとともに、学校法人全体の財政との整合を図りながら、教育研究活動を安定的かつ継続的に実施するための財務基盤の維持及び適切な管理運営に努めている。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。＞

[注意]

基準Ⅲ-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

本学では、教育の質を維持・向上させながら安定した大学運営を継続することを将来像として掲げ、学校法人佐野日本大学学園の中長期計画及び事業計画に基づき、財政上の安定確保に向けた計画的な管理運営を行っている。また、日本私立学校振興・共済事業団が示す経

営判断指標を活用し、財的資源の実態把握と経営状況の分析に努めている。

経営判断指標等を参考に財務状況の確認を行う中で、入試広報委員会が地域の18歳人口推計、高校訪問時における進路動向、オープンキャンパス参加者アンケート、入学者状況及び地域ニーズ等を参考資料として把握し、本学の強み（多様なフィールド制による学び、地域連携活動）及び課題（定員充足率の低下等）の確認を行っている。これらの状況を踏まえ、学生募集施策、教育体制及び財務計画等について検討を行い、大学運営に活用している。

経営改善に向けては、中長期計画及び事業計画を踏まえ、学生募集施策、人事計画、施設設備整備計画及び財務計画について、それぞれの整合性に配慮しながら管理運営を行っている。

学生募集については、オープンキャンパスの充実、高等学校との連携強化、広報活動の強化等を通じて志願者及び入学者の確保に努めるとともに、定員充足率の向上による学納金収入の安定化を図っている。

また、学生募集環境の変化や将来的な学生動向を踏まえ、教育体制及び定員規模の適正化について継続的な検討を行っている。定員規模については、教育効果及び財務面との均衡を踏まえ、理事会承認のもと令和9(2027)年度から見直しを行うこととしている。

人事計画については、教育研究活動の質保証と財政状況との均衡を図りながら、教職員配置及び人件費の適正化に努めている。また、業務の効率化や組織運営の状況を踏まえ、必要に応じて人員配置の見直しを行っている。

施設設備については、教育研究環境及び学生の学習環境の維持・向上を目的として、施設設備の老朽化状況や利用状況を踏まえながら、中長期的な維持更新計画に基づく整備を進めている。施設設備関係経費については、人件費及び教育研究経費とのバランスに配慮しながら計画的に措置している。

外部資金の獲得については、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助金の確保に努めるとともに、寄付金募集活動を継続して実施している。創立60周年記念事業募金(備付3-19)については、使途を明確にした上で適切に管理・執行している。また、資産については定期的に状況を確認しながら適切に管理しており、必要に応じて資産の有効活用についても検討している。

また、人件費、教育研究経費及び施設設備関係経費のバランスに配慮するとともに、持続可能な経営基盤の確立を図っている。

大学運営及び財務に関する情報については、学科会議兼教授会や担当会議及び各委員会等を通じて学内で共有するとともに、関係法令に基づき適切な情報公開を行っている。また、定員充足率の推移や財務状況等については、担当会議、学科会議兼教授会等において情報共有を図り、経営上の課題や財務上のリスクについて共通認識を持ち、大学運営に反映している。

以上のことから、本学では日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等を活用して財的資源の実態把握に努めるとともに、中長期計画(備付4-5)及び事業計画(提出3-12)等を踏まえながら、財政上の安定確保と持続可能な大学運営を実現するため、継続的な点検及び改善に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学は複数の教育分野に分かれており、分野間で学生数の偏りが生じている。その結

果、教育体制や人件費を含む財務バランスに課題が見られるため、教育効果及び財務の均衡を踏まえた定員規模や教育体制の適正化を進める必要がある。

また、経常収支差額は令和5(2023)年度から令和7(2025)年度まで支出超過傾向となっていることから、定員充足率の向上及び費用対効果を踏まえた経費執行の見直しを進め、収支バランスの改善に継続的に取り組む必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教員の外部資金獲得に向けた支援については、研究活動を適切に推進するための体制整備を進めるとともに、科学研究費補助金を獲得している（様式17）。その一環として、申請及び採択の向上を目的とした研修、研究倫理に関する各種規程の整備を行った（提出-規程集134-B-(39), 135-B-(40)）。全教員を対象とした研修にすることで、全学的な研究活動の適正性及び透明性の確保に努めた（備付3-13）。

次に、短期大学における教育体制の適正化については、学生数の動向と教員配置との均衡を踏まえ、学科構成の見直しを含む中長期的な改革を推進している。これについては、法人本部との連携のもと、改革・IR推進委員会（提出-規程集108-B-(13)）を中心として継続的な検討を重ねている。具体的には、教育資源の適正配分を図る観点から、一部フィールドの募集停止及び入学定員の見直しを決定（備付4-16 第11回）しており、今後も社会的ニーズや教育効果を踏まえた組織再編を段階的に進めていく方針である。

加えて、物的資源及び技術的資源の整備については、教育環境の質的向上を目的として、計画的な改善を進めている。施設面では、校舎2階以上へのアクセス改善の必要性を認識しているものの、財務状況を踏まえながら継続的な検討にとどまっている。情報環境の面では、安定した学内Wi-Fiの整備、LMS導入により学習環境、利便性向上が実現している。特にLMSは出席管理、教材配信、課題提出、アンケート機能、小テスト、ループリック等の機能を活用することで、個々に合わせた教育、標準化、フィードバックの向上等に効果をもたらしめている。また学校運営においても、学内書類・委員会資料の保存、閲覧、通知、アンケート等に活用しコスト・時間削減、情報の蓄積・共有化等と利用の幅を広げ、教育現場のみならず、教育を支える基盤においても活用可能であることを確認している。

以上のように、各改善事項については個別の対応にとどまらず、相互に関連付けながら全学的な質保証体制の強化に資する取組として推進しており、今後も継続的な点検と改善を行っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Ⅲに関する改善にあたっては、教育研究活動の質の向上と持続可能な大学運営の確立を目的として、「教育研究活動の向上」「教育環境・資源の最適化」「財務基盤の安定化及び持続可能な財務運営の確立」を重点課題とし、具体的な数値目標を設定のうえ計画的に推進する。

教育研究活動の向上については、教員体制の持続性を確保するため、中期的な教員配置計画を策定し、年齢構成及び専門分野の偏りの是正を図る。また、教員の研究成果を教育へ還元するため、FD活動等において成果のあった研究成果の共有の機会を継続的に開催し、実施の定着と拡充を図る。外部資金の獲得については、科学研究費補助金の申請率増加を目標とし、申請支援体制の充実を図る。

次に、教育環境・資源の最適化については、研究時間の確保を目的として、委員会担当の見直し及び事務作業の効率化を進め、教員の研究時間の確保状況について定期的に点検を行う。研究成果の発信については、紀要等への投稿件数の増加を図り、年間投稿件数の増加傾向の維持を目標とする。施設・設備については、老朽化やバリアフリー化の計画的な整備を進めるとともに、学生数に合わせたネットワーク環境の最適化、施設規模の適正化についても検討を進める。

あわせて、財務基盤の安定化及び持続可能な財務運営の確立に向け、支出構造の見直しや人件費の適正化を進めるとともに、人件費比率の段階的な改善を図る。なお、人件費の適正化に向けては、学園人事給与検討委員会（提出-規程集41-D-(9)）において人事評価制度を含む人事・給与制度の在り方について継続的に検討を進めている。

また、学生募集については、学生に対する修学支援制度の利用機会を確保し、安定した教育環境を維持する観点から、入学定員充足率80%以上の維持を目標として、広報活動及び入試制度の充実を図る。これは、高等教育の修学支援新制度において、私立大学等の機関要件の一つとして、直近3年間のいずれかの収容定員充足率が80%以上であることが求められていることを踏まえたものである。本学においては、当該制度の対象機関として継続的な確認を受け、学生への経済的支援機会を安定的に確保するため、その趣旨を踏まえた自主的な指標として入学定員充足率80%以上の維持を目指す。

以上について、関係委員会及び担当部署において進捗管理を行い、年度ごとの点検・評価を通じて目標達成状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

＜根拠資料＞

提出資料4-1 令和5（2023）年度 理事会 議事録
提出資料4-2 令和6（2024）年度 理事会 議事録
提出資料4-3 令和7（2025）年度 理事会 議事録
提出資料4-7 令和5（2023）年度 評議員会 議事録
提出資料4-8 令和6（2024）年度 評議員会 議事録
提出資料4-9 令和7（2025）年度 評議員会 議事録
提出資料-規程集1-A-(1) 佐野日本大学学園 寄附行為
提出資料-規程集6-A-(6) 佐野日本大学学園 役員等候補選出委員会規程
備付資料4-27 令和7年度法人役員等名簿

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-1の現状＞

理事長は、学園運営全般にわたり強固かつ一貫したリーダーシップを発揮している。理事長は、平成31(2019)年4月に就任以来、建学の精神及び教育理念の本旨について、機会あるごとに教職員へ丁寧示達し、その共有と浸透を図っている。

更に、教育の目的・目標を把握した上で、その実現に資する教育施設・設備の整備状況を恒常的に検証し、学習環境の質的向上及び機能的充実を推進することにより、学園の持続的発展に貢献し得る資質を有している。

他方、理事長は、寄附行為第15条第1項第6号に基づき、学園を代表し、その業務を総理している。令和6(2024)年度には、私立学校法改正に伴う寄附行為変更申請について、文部科学省の認可を適切に取得し、令和7(2025)年度には同改正法に基づく新たな学校運営体制へ円滑に移行した(提出-規程集1-A-(1))。また、短期大学においては、設置学科の再編成を主導する等、経営課題への的確な対応を通じて、学園運営全般において実効性の高いリーダーシップを発揮している。

【区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-2の現状＞

理事会は、法令及び寄附行為に基づき適切に開催され、学園の意思決定機関として適正に機能している。寄附行為に定める理事の報告義務、理事会の招集・議長の職務、評議員会の招集及び出席並びに説明責任等を的確に履行し、学校法人運営に係る重要事項について審議・

決定を行っている(提出4-1, 4-2, 4-3, 4-7, 4-8, 4-9)。

また、予算、事業計画及び決算の承認については、理事会において適切に審議されており、定時評議員会における意見聴取を経るなど、法令にのっとりた運営がなされている(提出4-1, 4-2, 4-3, 4-7, 4-8, 4-9)。更に、積立金の管理や情報公開についても寄附行為に基づき適正に実施し、ウェブサイトを通じた情報公開により透明性の確保に努めている。

加えて、理事会は、認証評価への対応や学校法人としての法的責任を十分に認識し、学園運営及び短期大学運営に必要な諸規程の整備を進めている。特に、令和7(2025)年1月30日の理事会において内部統制システム整備の基本方針を決定し、現在その運用を行っていることは、ガバナンス強化の観点から評価できる。

他方、理事長は、令和2(2020)年4月から関東私立短期大学協会理事(令和6(2024)年迄)、同年6月より日本短期大学協会の理事(現在に至る)として理事会並びに定例総会等に参加し、短期大学を取り巻く諸課題について検証を行い、その内容を常務理事会及び理事会に報告することで、学内における情報共有と意思決定の質の向上に寄与している。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3の現状>

理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。理事の員数は、寄附行為第6条第1項第1号に定める6人以上10人以内、現在の理事数は9人であり、当該規程を充足している。また、理事のうち4人は外部理事であり、多様な視点を取り入れたバランスの取れた構成となっている(備付4-27)。

理事の選任については、寄附行為第7条第1項各号の規程に基づき、適正な手続により行われている。(提出-規程集1-A-(1) 第7条) 本学園における理事選任機関は評議員会とし、役員等候補選出委員会規程に基づき、評議員会において選出された評議員5人以内をもって選出委員会を構成している(提出-規程集6-A-(6))。同委員会において候補者の選定を行い、その結果を踏まえて評議員会において審議・決議するなど、公正かつ透明性の高い選任手続を確保している(提出4-7, 4-8, 4-9)。

具体的には、①選出委員会が理事会に対し候補者名簿の提出を要請し、②同委員会において審議の上、多数決により候補者及び人数を決定し、③評議員会において選出すべき役員の候補者として付議し、④最終的に評議員会の決議により理事を選任している(提出4-7, 4-8, 4-9)。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

少子化の進行による学生・生徒数の減少や、社会構造の変化といった時代の転換点に直面していることが挙げられる。これに加え、現代社会における多様な課題への対応に伴い、関係法令の改正が頻繁に行われている状況にある。

このため、理事会には、経営環境の変化を的確に把握するとともに、法令遵守体制を一層強化し、迅速かつ適切な意思決定を行う体制の整備が求められる。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

＜根拠資料＞

提出資料-規程集95-A-(1) 学則

提出資料-規程集96-B-(1) 教授会規程

提出資料-規程集115-B-(20) 入学者選抜規程

提出資料-規程集116-B-(21) 学位規程

提出資料-規程集119-B-(24) 学生懲戒規程

提出資料-規程集153-C-(1) 学長選考規程

提出資料-規程集156-C-(4) 組織規程

備付資料1-9 令和7年度 佐野市・佐野日本大学短期大学地域連携事業計画書

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜区分 基準Ⅳ-B-1の現状＞

令和5(2023)年4月、現学長が就任し、令和8(2026)4月から再任が決定した。

学長は、教学運営の最高責任者として、教育研究の質向上と大学経営の健全性を担保する責務を負う。学長選考は、「学長選考規程」（提出-規程集153-C-(1)）に従い、教授3名以上の推薦があった学長候補者の内から、教授会の意向を徴したのち理事会の議を経て理事長が決定した。

学長は、本学の建学の精神に基づき、教育課程が適切に編成実施されるよう教学運営の最高責任者として指揮を執っている。建学の精神を具現化するため、資格や専門スキルの習得のための知識伝達だけでなく、基準Ⅰ-Cで述べた地域向けイベントの開催をはじめとする地域連携による実践的な教育機会の創出（備付1-9）や多様なキャリアパスとして編入学指定数の増加（表11）など学生が独自の視点や新しい価値を生み出す仕組み作りに取り組んでいる。

表11 編入学指定校・受入通知校数一覧

	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
指定校数	30校	36校	37校
受入校数	57校	64校	57校

また就任以降、本学の新たなブランドイメージを学内外へ直感的に伝え、学生の満足度を高めるため、施設・設備の視覚的要素の刷新を行った。具体的には、本学の顔となる短大正門のデザイン変更、厚生棟（みかも館）屋上の看板デザインの変更、カレッジバスのデザインリニューアルである。学内においては、学生食堂の壁面塗装を行うとともに、日常的な快適性に直結する学内トイレをリニューアルした。これらの一連の環境整備は、単なる老朽化対策に留まらず、学生が快適かつ誇りを持ってキャンパスライフを送るための重要なアメニテ

ィ空間の再構築として機能している。

重要事項の決定に際しては、各委員会等の合議体を通じて意向を的確に把握し、教授会の審議による専門的な知見を真摯に参酌しつつ、学術的な専門性と全学的な最適解を統合させる形で、最高責任者としての裁定を行っている。なお、課題が確認された事項については、学長が具体的な指示を出すことで、機動的な是正・向上プロセスを確立している。

学長は、高等学校で教歴を積み、日本大学理工学部助手としての実務経験を起点に、段階的な昇任を経て教授職に就任しており、学識及び教授能力を不断に高め、教学運営に深く精通した経歴を有する。平成27(2015)年に日本大学スポーツ科学部設置という大規模プロジェクトにおいて新学部の構想策定から教育課程の編制に至るまで、開設に向けた中心的な役割を果たした経歴は、教学マネジメントの体現として高く評価されるものである。

また学長は、陸上競技砲丸投げの日本トップ選手(元砲丸投げ室内日本記録保持者)として活躍し、その後、指導者として日本大学陸上競技部監督を務めた。主な教え子に投てき種目アテネオリンピック金メダリストや、やり投げアテネ・北京・ロンドンオリンピック出場者等がおり、数多くの世界大会出場選手を輩出した実績を持つ。近年では、令和6(2024)年パリオリンピックやり投げ金メダリストの恩師として注目された。

日本陸上競技連盟投てき部長、日本学生陸上競技連合強化委員などの要職を歴任し、陸上競技投てき種目の解説者として、オリンピックは平成16(2004)年アテネ大会から5回、世界陸上競技選手権は平成13(2001)年のエドモンド大会から13回の解説を務めている。

学校教育法第92条第3項の規程に基づき、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。本学においては、「組織規程」第3条2(提出-規程集156-C-(4))に同様の内容を明文化している。令和7(2025)年度組織体制図のとおり、教学組織及び事務組織は学長の監督下に置かれている。また教授会の下に教育上の専門委員会を各規程に基づき設置し、実効性のある機動的な審議・運営に努めている。全職員は、諸規程並びに学長の職務命令に従い業務を遂行している。学年暦、決裁、予算執行、人事等の最終的な裁定は、学長によってなされており、学長のリーダーシップにより全教職員が連携し、組織的な大学運営に取り組んでいる。

教授会は、「学則」第15条(提出-規程集95-A-(1))及び「教授会規程」(提出-規程集96-B-(1))に基づき、学長及び専任教員全員、事務局長をもって組織し、議決が必要となる場合は専任教授以上により行う。会議は原則として毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催している。教授会が専門的知見から意見を述べるができるよう、規程に審議対象となる事項はあらかじめ明記し、教授会開催時は開催通知と議題、資料を事前配布し、意見聴取が円滑に行われる体制を整えている。

なお、教授会での審議を円滑に進めるため、事前調整の場として担当会議を設けている。担当会議は、教育研究及び大学運営に関する重要事項や各委員会・学科からの提案内容を整理するとともに、教授会に付議する案件の調整を行うことを目的としている。ここでの協議は意思決定そのものではなく、教授会での審議を効率的かつ効果的に行うための準備的機能を担っている。

学生の身分(入学、卒業、課程修了、学位授与、懲戒処分)及び教育研究に関する重要事項(教育課程編成、教育・研究の質保証、学習成果の査定、研究活動の規範、人事・選考)に関することは教授会の意見を聴取した上で、学長が適切に判断・決定を下している(提出-規程集115-B-(20), 116-B-(21))。

本学においては、「学則」第51条(提出-規程集95-A-(1))並びに「学生懲戒規程」(提出-規程集119-B-(24))において、学生の懲戒に関する基準及び手続きが明確に定められている。同規程に基づき、学長は、学科長と協議の上、速やかに専門委員会の設置、懲戒処分決定、再調査、通知、処分解除手続き等を行う仕組みとなっている。また当該学生に対して、不服申し立ての機会を保障している。

審議経過並びに議決は、「教授会規程」第10条(提出-規程集96-B-(1))にのっとり、総務課が議事録をまとめ、次回会議冒頭にて確認し、教授1名と事務局長が署名を付し、保管されている。なお、教授会が学科会議を兼ねる場合においても同様の審議プロセスを経て、学長により決定される。

また学習の成果及び三つの方針は、FD・SD・自己点検評価委員会が周知を図り、定期的な点検・改善案を同委員会及び専門部会で精査し、教授会に上程して審議している。

以上のように学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって教学マネジメントの確立に努めている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

地域総合科学科の性質上、多様なフィールド、ユニット及び授業科目を展開しているが、受講者数の少ない分野については、教育効果及び持続可能性の観点から見直しが必要である。また、地域との連携強化やAI・データ活用、環境問題等、時代の要請に即した教育内容の充実も課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

学長は、地域との連携を重視し、自治体、教育委員会、地域経済界との関係を構築しながら、地域に根ざした教育の展開を推進している。また、学生募集活動にも主体的に関与し、高等学校訪問等を通じて本学の教育内容を直接発信している。

更に、教育連携の強化、編入学機会の拡充等を通じて、学生の進路選択の幅を広げる取組を進めている。

【テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス】

＜根拠資料＞

提出資料3-7 令和7年度 計算書類・附属明細書

提出資料3-10 財産目録（令和7年3月31日）

提出資料4-1 令和5（2023）年度 理事会 議事録

提出資料4-2 令和6（2024）年度 理事会 議事録

提出資料4-3 令和7（2025）年度 理事会 議事録

提出資料4-7 令和5（2023）年度 評議員会 議事録

提出資料4-8 令和6（2024）年度 評議員会 議事録

提出資料4-9 令和7（2025）年度 評議員会 議事録

提出資料-規程集1-A-(1) 佐野日本大学学園 寄附行為

提出資料-規程集5-A-(5) 佐野日本大学学園 評議員会運営規程

提出資料-規程集8-A-(8) 佐野日本大学学園 監事監査実施方針

備付資料4-26 会計監査報告書

備付資料4-27 令和7年度役員名簿

備付資料4-28 ガバナンス・コード

備付資料4-29 私立大学・短期大学版ガバナンスコードチェック表

【区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。】

＜区分 基準Ⅳ-C-1の現状＞

監事は、法令及び寄附行為に基づき適切に業務を行っている。監事は、「佐野日本大学学園寄附行為」第6条第1項第2号及び第9条第1項の規程に基づき（提出-規程集1-A-(1)）、評議員会において適正に選任されている（提出4-7, 4-8, 4-9）。

監事の職務については、「佐野日本大学学園寄附行為」第18条第1項各号及び第2項に定めるところにより（提出-規程集1-A-(1)）、理事の業務執行の状況及び学園の財産の状況について監査を行うとともに、理事会等に出席し必要に応じて意見を述べるなど、その機能を適切に発揮している（提出4-1, 4-2, 4-3）。また、「学園監事監査実施方針」に基づき、計画的かつ実効性のある監査を実施している（提出-規程集8-A-(8)）。

なお、本学園では常勤監事1人、非常勤監事2人の体制としており、相互に連携しながら監査機能の充実を図っている（備付資料4-27）。加えて、学園内に内部統制部門を設置し、部門長による内部監査を実施するなど、監事との連携体制を構築しており、内部監査と監事監査の相互補完により、監査の実効性を一層高めている。

【区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。】

＜区分 基準Ⅳ-C-2の現状＞

評議員会は、法令及び寄附行為に基づき適切に開催され、諮問機関として適正に運営されている。評議員は、「佐野日本大学学園 寄附行為」の規程に基づき適正に選任されており（提出-規程集1-A-(1)）、評議員会は同規程にのっとり組織されている。

評議員会の職務については、「佐野日本大学学園寄附行為」第26条第1項及び第2項に定めるところにより（提出-規程集1-A-(1)）、予算、事業計画及び重要事項について意見を述べるなど、学校法人運営における諮問機関としての役割を適切に果たしている（提出4-7, 4-8, 4-9）。また、理事会からの諮問事項について審議を行うとともに、必要に応じて意見を具申し、法人運営の適正性及び透明性の確保に寄与している。

更に、評議員会の運営については、「佐野日本大学学園評議員会運営規程」に基づき（提出-規程集5-A-(5)）、適切な手続により招集・開催されており、議事運営も適正に行われている。令和7(2025)年度においては年4回開催され、継続的かつ実効性のある審議体制が確保されている（提出4-9）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3の現状>

会計監査人は、法令及び寄附行為に基づき適切に業務を行う体制が整備されている。会計監査人は、「佐野日本大学学園寄附行為」第32条第1項の規程に基づき（提出-規程集1-A-(1)）、令和7(2025)年度の定時評議員会において決議され、適正に選任されている（提出4-9）。

その職務については、「佐野日本大学学園寄附行為」第37条第1項から第3項に規定されており（提出-規程集1-A-(1)）、これに基づき、計算書類及び附属明細書並びに財産目録（提出3-7, 3-10）の監査を行い、会計監査報告書を作成の上（備付4-26）、監事及び理事会に提出することとされている。

令和7(2025)年度の私立学校法改正に伴い、本学園においても会計監査人制度が導入されたところであり、今後、決算手続を通じて適切な監査が実施される予定であり、監事監査との連携を図りながら、財務情報の信頼性確保及びガバナンスの強化に資することが期待される。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事、評議員及び会計監査人が法令に基づき適切に機能しており、本学園のガバナンス体制は適正に確保されていると評価できる。

一方で、今後に向けた課題としては、各機関の専門的知見及び独立性をより一層活かし、理事会に対する助言・監督機能の実効性を高めることが挙げられる。あわせて、機関相互の連携及び情報共有の充実を図り、経営環境の変化に的確に対応し得るガバナンス体制の更なる強化が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料4-28 ガバナンス・コード

備付資料4-29 私立大学・短期大学版ガバナンスコードチェック表

備付資料4-30 ウェブサイト ウェブサイト大学概要-情報の公開

<https://sanotan.jp/information>

備付資料4-31 ウェブサイト ウェブサイト大学概要-情報の公開11.1 自己点検・評価報告書

<https://sanotan.jp/information>

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1の現状>

本学は、高等教育機関としての公共性及び社会的責任を自覚し、関係法令に基づき、教育研究活動及び財務状況等の情報を適切に公表している。

学校教育法施行規則及び私立学校法の定めに基づき、教育研究上の目的、三つの方針、教育課程、教員組織、入学者数・収容定員充足率、卒業者数、進路状況、財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書）等をウェブサイト上で公開している（備付4-30）。また、認証評価結果についても公表している（備付4-31）。

情報公開にあたっては、閲覧しやすい構成とし、適宜更新を行うことで、在学生、保護者、受験生、地域社会等に対する説明責任を果たすよう努めている。

一方、ガバナンス・コードについては、法令上策定・公表が義務付けられているものではないものの、学校法人の健全な運営及び説明責任の向上に資する重要な取組であると認識している。本法人においては、これまで寄附行為をはじめとする諸規程の整備、監事による監査体制、内部統制室の設置、理事会による意思決定及び監督機能の確保、自己点検・評価報告書の作成・公表並びに法令に基づく情報公開等を通じて、経営の透明性及び法令遵守の確保に努めてきた。このため、ガバナンス・コードを独立した形で策定していなかったが、その趣旨及び基本的な考え方については、既存の統治体制及び運営の仕組みの中で実践してきた。

しかしながら、近年の私学を取り巻く環境の変化や、学校法人に求められる説明責任及びガバナンス強化に対する社会的要請の高まりを踏まえ、本法人のガバナンスに関する基本的な考え方及び取組をより明確に示し、社会に対して一層の説明責任を果たす必要があると判断した。このため、日本私立短期大学協会が公表するガバナンス・コードの趣旨に賛同し、その採用について検討を進めた。同コードは採用に当たり内容の変更を前提としていないことから、法人の諸規程及び運営体制との整合性並びに実効性について確認・検討を重ね、令和8(2026)年5月開催の常務理事会に付議した後、令和8(2026)年6月開催の理事会において承認を得た。

現在はウェブサイトにて公表し、ガバナンスの一層の充実及び透明性の向上に努めている。以上のとおり、本学は法令に基づく情報公開を適切に実施するとともに、社会的信頼の確保及び説明責任の充実に努めている（備付4-28, 4-29）。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

ガバナンス・コードの策定及び公表については、策定及び公表は行っている。今後はその実効性を高めるため、定期的な点検を行い、法人全体のガバナンス向上に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

教育活動及び財務情報については、積極的な公表に努めており、地域社会及び関係者からの信頼確保に資する取組を継続している。

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価において自己点検・評価報告書に記載した改善計画については、計画的に実施し、その着実な推進に努めている。

教育改革において、総合キャリア教育学科のフィールド及びユニット構成の検証を行い、地域社会及び教育ニーズを踏まえた教育内容の充実を図っている。高大連携については、現在、県内10校と実施している他、市内中学校との連携を推進し、中高生に対するキャリア教育の充実にも寄与している。

また、ガバナンスの強化に向けて、令和3(2021)年度より監事体制を見直し、常勤監事1名及び非常勤監事2名による体制を整備した。令和4(2022)年度からは監事監査計画に基づく監査を着実に実施しており、法人運営に対する監督機能の強化を図っている。

他方、令和3(2021)年度において、経営基盤である高等学校の教員組織の効率化及び生徒と教員とのコミュニケーションの充実を図るため、職員室の再配置を実施した。また、学園事務組織においては、法人事務局、高等学校・中等教育学校事務室及び短期大学事務室における会計業務の統一を図り、業務の標準化及び効率化を推進した。更に、令和7(2025)年度からは事務分掌の見直しを行い、内部統制部門を設置するとともに、事務組織全体の業務執行及び事務処理を適正かつ効率的に実施するための体制整備を進めている。

これらの取組を通じて、教育活動及び法人運営の質的向上を推進し、継続的な改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

少子化の進行による学生・生徒数の減少、社会構造の変化に伴い、法改正が頻回に行われている。理事会では、経営環境の変化を的確に把握するとともに、法令遵守体制を一層強化し、迅速かつ適切な意思決定を行う体制の整備が求められる。

またガバナンス・コードの策定を通じ、社会への説明責任を果たす体制整備も必要である。